

会 議 録

会議の名称		令和5年度第1回文化財保護審議会		
開催日時		令和5年（2023年）5月30日 13:30 開会 15:30 閉会		
開催場所		つくば市役所本庁舎2階 会議室202		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	委員	藤川会長、田中副会長、徳丸委員、岡野委員、大関委員、杉原委員、川田委員、宗田委員		
	その他			
	事務局	吉沼教育局長、坂田教育局次長、石橋文化財課長、中川文化財課長補佐、広瀬活用係長、五十嵐保存係主任、山崎保存係主事、中道保存係主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第の通り		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 局長あいさつ 3 議事 (1) 令和4年度事業報告について (2) 令和5年度事業計画について (3) 文化財の指定・登録・認定について 4 その他 5 閉会			

< 審議内容 >

(1) 令和4年度事業報告について

事務局：【資料に基づき説明】

宗田委員： 説明板の設置、修繕について、そういう説明板が設置されていない文化財は、まだ多数あるのでしょうか。また、説明板を設置していくにあたって、順番、優先順位もあるのでしょうか。

事務局（石橋）： 説明板の設置、修繕につきましては、市の文化財が様々ある中で、まず指定の物件について整備していきたいと考えていて、年2件程度行っています。問い合わせが結構あるのが桜地区のものです。旧桜村時代の昭和57年ごろ、『桜村文化財ガイドブック』を作成した際に、無指定の神社や樹木、遺跡についても、解説板をつけていったことがありました。これが鉄に塗料を塗った解説板であるため、「傷んできているのでどうかしてくれないか」という話がここ10年ほど来ています。ただ、その際には、指定物件の解説板をまず整備しているということで、撤去か、そのまま現地に置かせてもらうか、というのは選択でお願いしている次第です。

指定文化財でまだ解説板が付いていないものの数は把握できていないのですが、10、20とか、そういう単位で残っているかと思います。以上です。

藤川会長： どういう順番で解説板を付けていくのか、この先計画は何かあるのでしょうか。

事務局（石橋）： 文化財の中でも例えば、お堂の中にあるようなものや、実際に見るのが難しいものについては、盗難防止の観点もあり、優先順位が後ろになっています。そのため、外にあって、実際に見学もできるものを優先して設置しているということになります。以上です。

藤川会長： 他にはいかがでしょうか。

岡野委員： 資料中の「文化財の保存」のなかの2番(2)の大曾根薬師堂と北太田天部立像の改修というのは、具体的にどのようなことをやったのでし

ようか。

事務局（広瀬）： 天部立像の方は、説明板自体は設置されていたのですが、もう文字が薄くなって見えなくなっていましたので、文章をそのまま、上から新しいものを貼り直しました。

岡野委員： 薬師堂や天部立像そのものを修理したわけではないということでしょうか。

事務局（広瀬）： はい。両方とも、説明板です。

大関委員： 同じく2番の文化財保存の(5)のところで質問があります。田倉の三匹獅子の獅子頭を新調するにあたって補助を行っていますが、文化財としての指定は無形民俗文化財で、新調したのは、有形の獅子頭ということでしょうか。

事務局（石橋）： 指定としては無形民俗文化財ですが、それに伴う道具の整備や修繕も補助の対象になってきます。獅子頭自体は現在有形文化財ではありませんが、無形民俗文化財を存続させていくのに必要な新調を行った、ということになります。以上です。

大関委員： そうしますと、今後は獅子舞を踊る際は新調した獅子頭を使い、以前の獅子頭は、使わずに保存していく形になるのでしょうか。

事務局（石橋）： はい。江戸時代の後期か幕末あたりから伝わっているものであり、使用によって破損してしまうと余りにももったいないため、団体の方で「隠居獅子」として展示などに使っていききたいとのことでした。

大関委員： ありがとうございます。ちなみに、自分が県の歴史館に勤めていた時に、県内の獅子と狛犬の学術調査報告を出したのですが、その際に獅子頭も、もちろん報告書の中には載ってないのですが、調査していく過程の中で、多分茨城県で一番古い三匹獅子の獅子頭が常陸大宮で持っているもので、これが永正のものなんですけども、つくば市は多分、基本的に3匹獅子、あるいは ささら として伝わっているものは、この田倉のものだ

けで、お話にあった隠居というこの三つも、江戸の後期とのお話がありましたけど、多分これは、もっと古いものに繋がるものではないかと思えます。これもあくまで参考ですが、実際には三匹獅子としてはこの田倉だけですけども、獅子頭としては筑波山神社に、さらにこれよりも古い獅子頭があります。これは三つ揃って無いのですが、一つ三匹獅子に使われたと思われるものがあるので、きっと隠居という形で保存されていくかと思うんですけども。こちらの先代隠居の部分も、ぜひ有形として調査なされると、つくば市にとっては貴重な文化財かと思うので、参考までにお話しさせていただきました。

事務局（石橋）： ありがとうございます。江戸時代の後期とされているのは、獅子頭と一緒に集落に伝わったという太鼓を修理した時に、江戸後期の元号が入った墨書が見つかったためです。それ以来修理もしていないし、形も古いらしい、ということで、江戸後期には遡るものと思われました。実際の制作年代っていうのは分からないのですが、なかなか分かりようもないというところもあります。そのため、極端に古いのだという言い方は、していない状況です。なかなか調べ方が分からないというのが現状です。以上です。

藤川会長： 他に、ここまでで何かご質問等ありますか。特に無ければ、先に進めたいと思います。それでは、事務局から3番の「文化財の活用」について、ご説明をお願いいたします。

事務局：【資料に基づき説明】

藤川会長： ありがとうございます。ただいまのご説明に対して何かご質問等あればお願いいたします。

杉原委員： 文化財展示施設の来館者数について伺いたいのですが、出土文化財管理センターの来訪者が非常に少ないように見受けられます。歩いて移動できる距離の平沢官衙遺跡と、来訪者数が2桁以上違っていると思うの

ですが、ここをうまく繋いで出土文化財管理センターの方まで動線を繋ぐなど、活用に向けた工夫などは何かできないものでしょうか。

事務局（広瀬）： 出土文化財管理センターは、土日が休館日となっていて、役所と同じように平日しか空いていないため、見学者にこちらまで回っていただけないというところが問題としてございます。ただ、今年度からちびっこ博士の対象施設に加わりまして、平日だけでも、周知を重ね、施設の知名度を上げていきたいとは考えております。

事務局（石橋）： 少し補足させていただきます。出土文化財管理センターの役割としては、まず発掘調査の出土品の整理作業場、出土品の保管場所というのが第一義になってきます。整理作業を行うには、市の正職員が指示することも必要になるため、土日開館無しでウィークデーの開館ということで始まっています。それに付随して、小規模ですが展示室もございまして、そこは一般に見てもらおうようにしようということで公開施設としていきます。土日の開館ができていないという点では、活用面で今うまく活かせていない状況ということになります。以上です。

藤川会長： はい、どうぞ。

田中委員： 今話にあった出土文化財管理センターについて、場所の表示とか案内が周りにあまり無いと思います。実際行ってみると、幼稚園と同じ敷地内にあって、幼稚園の入口の門に「入口はこちらです」と書いてある表示しか見かけなかったのです。もう少し官衙からも分かりやすい道案内などがあると、来館もしやすくなるのではないかなと思います。今回ちびっこ博士の対象に加わる予定とのお話でしたので、それでしたら展示を見てもらうというよりは、子供たちになぜ文化財を大事にしなきゃいけないのか、あるいは文化財の保存管理はどのような手順で、どのようにするのかというようなことを説明していただいた方が良いのではないかと思います。

展示物を見るなら様々な施設が他にありますので、そうではなく「文化財

の管理業務」というお仕事について、興味を持ってもらえるようなパネルや説明があると、ちびっ子博士で行くに相応しい場所になるかと思いました。

以上です。

藤川会長： はい。どうぞ。

事務局（広瀬）： 今年度の話になってしまいますが、出土文化財管理センターは、自由に来て見学し、作業しているのを見れるように、わざとガラス張りにしてあります。両側で作業を見てもらえるという施設になってます。

ただちょっと中の方までは普段見ることができないため、そういった普段見れない場所の見学ツアーと仕事体験をちびっこ博士の中で設定しています。その時は文化財課職員がついて、収蔵庫で「こんなにたくさんものを入れるのがこの施設のメインなんだよ」といった形で案内したり、「こういう作業をしていますよ」と、作業員さんが作業をしている様子を見てもらう、という形で考えております。

センターの方にもそういった収蔵施設があり、見学できる施設がありますよ、というのはこれまでも掲示して案内はしているのですが、距離があることや土日に見学できないということもあって見学者伸びてないのかと思います。

藤川会長： この表の書き方をすると今のような質問が出るとと思います。例えば、同じ表でも良いので、一番下に線を変えて表示しておくとか、少し示し方を工夫するだけで大分、意図が違うということが伝わるんじゃないかなと思います。それから、表示が外から見やすいところにあると大分違うのかもしれないので、もし増やそうというなら、そういった取り組みをした方が良いかと思います。でも、話をお聞きしていると、来て欲しいのか来て欲しくないのか良く分からない感じがします。あまり多くの人があると整理作業に支障があるようでしたら、あえて今のままだも良いような気もするのですが、いかがでしょうか。

事務局（石橋）： はい。作業に支障があるわけではないのですが、逆に解説や案内をすることができないので、そこに限界というか、制約があります。

岡野委員： 人員配置などはどうなっているのでしょうか。

事務局（石橋）： 普段は会計年度職員しかいないので、例えば出土文化財管理センターに職員が配置されていて、お客さんが来たら案内するといったことはできない状況です。

藤川会長： 出土文化財管理センターの位置付けが曖昧な感じがします。本来はこの表に入らなくても良いくらいではないでしょうか。

事務局（石橋）： 条例上は展示施設になっていますので、入れておくべきものかと思っております。表の書き方は、ご指摘があったように工夫ができるのかもしれないです。

杉原委員： いろいろ経緯もわかりました。今のお話でいけば、この施設というのは、むしろ項目2の「文化財の保存」の方に入ってくるようなものではないかと聞いていて感じました。例えば八幡塚古墳の説明板を見ると、そこから出土した埴輪の写真が載っていて、文化財管理センターにあることも書かれています。文化財を色んな人に見てもらうためのポテンシャルはある施設だし、文化財に関心を持つ人を増やすきっかけにはなると思います。施設としての特徴を踏まえた上で、先ほど田中委員が言われたように、どう位置付けて、どう活用するかというところをうまく整理すれば、こちらがコントロールできるなかでより皆に知ってもらい、活用できるというところにも繋がると思うので、ぜひこうしたことについても考えていただいたら面白いかな、と思います。

藤川会長： はい。よろしいでしょうか。そうしましたら、その次の事業計画の方に移らせていただいてよろしいですか。それでは、令和5年度事業計画について、事務局からご説明をお願いします。

(2) 令和5年度事業計画について

事務局：【資料に基づき説明】

大関委員： 旧筑波東中学に今度できるジオパーク施設の文化財展示部分について、これは文化財課の管理下になるのでしょうか。それとも、資料をジオパーク室に貸し出すような形になるのでしょうか。言いたいこととしては、展示施設が1つ増えて6施設になるのか、それとも資料の貸し出しだけ行うということになるのか、ということです。

事務局(石橋)： 条例上の話としては、先ほど挙げた施設の中では谷田部郷土資料館が、施設は交流センターの管理、そして展示と展示物については文化財課が所管することになっています。そのため条例上では、文化財展示施設の中に谷田部郷土資料館は入っていません。ジオパーク施設の文化財展示室も、それと同じ形になるかと思います。ジオパーク推進室の方で施設は所管、人も常駐し、その中に文化財課が内容を管轄する展示スペースができるという形になるかと思います。

大関委員： 先ほどの展示施設一覧表には加わるのでしょうか。加わらないのでしょうか。

事務局(石橋)： 悩ましいところですが、一定数来館者が見込めるのであれば、むしろ加えてもいいかなとも思います。

藤川会長： よろしいでしょうか、はい、承知しました。他にはいかがでしょうか。

大関委員： もう一つ、今の文化財展示施設の話の関連で、谷田部郷土資料館は茨城県博物館協会に入っていて、桜歴史民俗資料館は市町村歴史民俗資料館連絡協議会に入っていて、別々ですよね。両館それぞれ所属していますが、両方とも文化財課が管理しているわけではなく、谷田部については今の話のように展示の中身は文化財課だけれども、条例上とか管理上は違うという形なのでしょうか。

事務局（石橋）： 団体としては、どちらも文化財課で参加しています。町村合併以来の施設が点在しているという状況があって、今回そこにジオパーク室の展示も加わってくるということになります。以前から抱えている問題と同じことなのですが、分散してそれぞれ個性的な展示を作るのがいいのか、それとも統一的に管理していくのがいいか。結局はそこに関係してくる話かと思っています。今は状況に応じた対応で、このような形になっています。

大関委員： ありがとうございます。これはあくまで自分の個人的な考えですが、平沢の出土文化財管理センターも、それから平沢の歴史ひろばも、もちろん新しくできるジオパーク施設も含め、いずれも徒歩圏内で歩いて行けるところにあるため、ぜひ各施設を繋いで行ってほしいと思います。非常に有益な資源で、積極的にやられていくと素晴らしいものができると思うので、非常に期待するところが大きいです。

事務局（石橋）： ジオパーク室の方でも、複合拠点施設からいろんなところ、ジオサイトという言い方をされていて、平沢官衙遺跡もそこに入っていますが、あちこちに行けるようなそういう仕組みの展示も考えていますので、そこは連携していきたいと思っています。

藤川会長： では少し私から伺います。文化財サポーターの方は30名いらっしゃるとのことでしたが、平沢官衙遺跡では時々お見かけするのですが、他はどういったところにいらっしゃるのでしょうか。

事務局（石橋）： 文化財サポーターは桜と谷田部の資料館での説明を当初の目的として設置しておりまして、募集の際も、桜と谷田部の研修を中心としています。ですので、学校からの説明依頼を受けて、我々職員と一緒に小学校の生徒さんたちへの解説をしていただく、というような形となっています。平沢官衙遺跡の案内所に常駐しているのはNPOの方で、市からNPOへ管理を委託する形をとっています。平沢官衙遺跡の特別開扉の時に

は、その NPO の方々のなかで研修を受けていただいた方に文化財サポーターとして説明を一緒に手伝ってもらっています。

藤川会長： 他にはよろしいでしょうか。また何かありましたら、戻っていただいても構いませんので、3番目の文化財の指定・登録・認定の議題について移りたいと思います。事務局から説明お願いいたします。

(3) 文化財の指定・登録・認定について

事務局：【資料に基づき説明】

藤川会長： 名前をつける時のルールや、今後のスケジュールについてご説明いただきましたが、質問やご意見等あればお願いします。いかがでしょうか。個別の物件に即して、議論を進めたいと思います。

事務局：【資料に基づき説明】

藤川会長： ご説明いただいた不殺生界碑について、名称であるとか、あるいは指定理由、そもそも指定に値するかどうかなど、そういったご意見、ご質問でも結構ですのでお願いいたします。

藤川会長： 物件を保存のために別へ移動する場合に生じる費用についてですが、指定にすれば市の予算から出せる、ということではよろしかったでしょうか。

事務局（石橋）： 寄贈あるいは寄託を受けるという形で、市の事業として市が用意したところに移していくということになるだろうと思います。

藤川会長： 逆に言うと、指定しないうちは、予算もつけようがないので微妙なところなんですね。

事務局（石橋）： 無指定の物件に関わろうとすると、「じゃあうちも」というところが出てきた場合に収集がつかなくなるということもあります。

藤川会長： 移動場所等も、所有者の方と、よく煮詰めて話し合い、指定したらすぐ運ぶようにしないと、価値があるのかと思って持っていってしまう人

が出てくるのも困るので、そこは早くやったほうがいいかもしれません。

岡野委員： 移動場所を早く決めたほうがいいと思います。

事務局（石橋課長）： まだ決定はしていなく、候補の一つということですが、小田城跡案内所に持っていくのが現実的に難しいということがありますので、宝篋山の案内所の敷地内などはどうだろうかというのは、思っています。もちろんまだ具体的に話をしているわけではありませんし、もちろん所有者さんが、動かしていいよと言っているわけではありませんが。

藤川会長： いろいろ議論は尽きないところでありますが、名称は「三村山不殺生界碑」でご異論ございませんか。場所の名前が入っているというのはそれでいいと思いますし、それからただ「結界」とするのではなく「不殺生界碑」というように示してあるのもいいと思います。私はこれで良いかと思いますが、ご議論ございませんでしょうか。そうしましたら、続けて今度は立野大師堂石仏群の方のご説明お願いいたします。

事務局：【資料に基づき説明】

藤川会長： こちらの文化財は、市の認定の~~寿~~認定地域文化財の候補物件ということですが、ただいまのご説明について、ご質問とかご意見等あればお願いいたします。

大関委員： 用語について、合唱と記されていますが、これは手を合わせる合掌ではないでしょうか。また、資料の中の用語の統一、確認が必要なのかなと思ったのが、大師堂という呼び方です。一番は橘会の人たちが何と呼んでいるか、というところに起因するかと思いますが、医王堂ともあるかと思えます。この橘会の人を中心とする人たちが、何と呼んでいるのかというところで、自分としては大師堂の方がいいのではないかと思えますが、大師堂と呼ばずに医王堂と呼んでるのであれば、そちらの名称も、括弧書きなどが必要なのかなという気がします。それから用語の統一という点で、この輪袈裟と頭巾の「帽子」という表現について、橘会の人たちは頭巾と

言わずに帽子と呼んでいるのであれば、それも帽子というのが正しいのかなという気もしました。用語について、一度確認をとっておくと良いかと思いました。

藤川会長： 用語については大事な指摘かと思います。名称を付ける際にも、やはり大師堂で良いんだという、何か確信をもって言っていたほうがよろしいかと思います。ほかにはいかがでしょうか。

徳丸委員： ここではさらっと流されていますが、二十三夜講や十九夜講などの月読信仰についてのトピックについては、今回の認定では特に触れられないということによかったでしょうか。

事務局（五十嵐）： 今回は基本的に大師堂の中の石仏群を対象としていますが、お堂の外の方にも二十三夜講やその他の石造物などありますので、大師堂の中の石仏群と外の石仏群を分けて考えるか、分けた場合、扱いをどうするかは考えていく必要があると感じています。

事務局（石橋）： 講自体を認定するかという話になると、おそらく講として残っている場所はあちこちにあるかと思います。この集落でもいくつか複数の講の集まりがあると。講をやっているから認定、という話になると、対象となってくるところがかなり多くあるかと思います。なので、今の段階で特別性というのが小さいかと思います。この場合も、多くの石仏が一堂に会して大切に扱われているところに特徴があり、地元の人もそれを残していきたいというのが趣旨ですので、講の話はまず、切り分けて考えたいとは思っています。大師講については、ここも石仏の謂れに直接関わってくることで、付帯的な情報という扱いになってくるのかなとは思っています。以上です。

徳丸委員： ありがとうございます。文章の中に、弘法大師の座像は87 軀と具体的数値が出ているのですが、それ以外の仏像のところは何々など88 軀というふうになっていて、細かいそのリストが出てないところが少し気になる

りました。

なぜ月読信仰の話をしたかというところ、おそらくその二十三夜だったり十九夜だったり、その化身になる菩薩や如来像は違ってくると思いますし、そこも関係しているのではないかというところが気になってので、そういったところも何かトピックとして話せるのかなと思いました。あと、筑波山麓は非常にこの二十三夜講や十八夜講とかの石碑がいっぱいあるので、やっぱり地元の人にそういう昔の民俗信仰というものがこの辺は盛んだったというのを伝える上でも、こういうところでちょっと触れておけば、地域の人たちにそのような昔の信仰について興味を持ってもらう一つのきっかけにもなるかな、というところが気になり、ご指摘させていただきました。

藤川会長： ありがとうございます。他には何かございますか。

大関委員： 資料3-4の5ページについて、なぜ「橘会」なのか、由来がここに書かれていて、これは非常に勉強になりました。この橘川というところは、筑波山の方でも重要なんです。橘川にかかる橋が高麗橋という橋なのですが、その高麗橋を筑波山神社の境内に持っていったのが、神橋になります。信仰の中では、この橘川がこの世とあの世を分ける「境界」として扱われていて、立野と白井を分けるというような。意味も出てきているのではないかと、ということで、非常に自分の興味のある話がここに出てきましたので、お話させていただきました。

藤川会長： はい、ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

杉原委員： 橘会について、管理する会の継続性というところで、今後どういふふうに活動を繋いでいくかというのは一つの問題かなというふうには思います。そういう意味では、無形ではなくて有形の方で指定するっていうのは、あり得る選択かなというふうにも思うところです。あとこれ私は知識がないので確認なのですが、弘法大師の石像の場合も、石体とせずにご

れも石仏と総称してよろしいわけですね。

事務局（石橋）： 例えば、『谷田部町の石仏』ですとか、どこそこの石仏、という時には、やはり大師像なんかも含めて、石仏で紹介されてはいるのですが、実際の用語として、それが正しいのかどうかというのはどうなのでしょう。どなたかお分かりになればお願いします。

大関委員： 弘法大師の像は扱いとしては石仏で大丈夫だと思います。例えば今回の場合は、後ろに光背を伴ういわゆる半肉彫のものが多いかと思うのですが、これが基本的に丸彫りであっても、あるいは今回のようなものであっても、そうではなく、ただ「弘法大師」と字が書いてあるもの、これは文字塔と言われるものになりますが、文字しかないものでも石仏は石仏です。ここはやはり石仏として弘法大師も扱っていいだろうし、そうじゃない菩薩や明王、如来の像も含めて石仏として扱っていいのではないかと思われれます。

杉原委員： どうもありがとうございます。よく理解できました。あと1点なのですが、大師堂の外にある。石仏等に関しては、今後は何か見通しというかそういうものはございますか。

事務局（石橋）： どういうものがあるか、もちろん調査した上でということにはなるかと思いますが。おそらくいろんなものがあると思います。もしかしたら大師堂に限られるものが全部、大師講に関わっているかどうか。正直分からないのですが、もし外にあるものが、大師堂ないし大師講に直接関わっていない、積極的な関わりが認められないのであれば、大師堂の中に整然と並んでいる石仏群ということで、認定するのがとらえやすいのかなとは考えております。

杉原委員： ありがとうございます。台帳を作成するときに、今回の認定の範囲外かもしれませんが、外にあるものも一応確認をしてもらえれば、後々生きるのではないかなというふうに思いました。以上です。

藤川会長： ありがとうございます。他にはございますか。そうしましたら、先ほどのお話でこの立野大師堂石仏群という名前ですけれども、本当にこの「大師堂」でよろしいかどうかは、事務局の方でご確認いただくということで、この件に関しては認定地域文化財として手続きを進めていただくことでよろしいでしょうか。名前については事務局に一任するというようにさせていただきたいと思えます。

事務局（石橋課長）： 地域名については、立野でよろしいでしょうか。白井のなかの立野集落なのですが、集落の歴史に根差しているということで立野を取りたいと考えています。それから認定名称について、例えば「田倉の三匹獅子」ですとか、あとは天然記念物でも種が名前になっていない場合「何とかの何々」、という名前の付け方をすることがあり、「の」を付けるか付けないかというところがあるのですが、市の無形民俗文化財も「上境ひよっこ」ですとか、「田中ばやし」とか、付けない方が多いということもあって、今回も「の」を付けないで、「立野大師堂石仏群」としたいのですが、この点もよろしいでしょうか。

藤川会長： 市の方でその点はいろいろお考えの上で決めてらっしゃることだと思うので、よろしいんじゃないかと思いますが、よろしいでしょうか。

大関委員： 大師堂のところだけちょっと確認させていただきたいところがありまして、名称についてですけれども、この橋会の会則の第2条に、大師堂という言葉が出てきていますので、それとの対応で考えると大師堂の方が適当かなというふうにも思います。おそらく今の人達は大師堂と呼んでいて、医王院の中に大師堂を作ったという認識なのかなと思うんですよね。そのあたりを確認できればと思います。

藤川会長： はい。よろしいでしょうか。今のこの案件の前に、昨年の事業の報告と今年度の事業の計画についてご説明いただきましたけど、それもあわせてこの審議会としてお認めするというようによろしいでしょうか。その

他について、何か委員の皆様、事務局の方から何かございますか。特に用意する案件が無ければ、議事案件は以上ですので進行を事務局に戻します。

どうもありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。

以上

令和5年度第1回つくば市文化財保護審議会

日時：令和5年（2023年）5月30日（火）

午後1時30分

会場：市役所会議室202

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 令和4年度事業報告について ・・・資料1-1、2、3、4
- (2) 令和5年度事業計画について ・・・資料2-1、2
- (3) 文化財の指定・登録・認定について ・・・資料3-1、2、3

4 その他

5 閉 会

令和4年度事業報告について

※（ ）内は令和3年度実績

1 文化財の調査

- (1) 各種文化財基本調査事業
 - ・巨樹等調査の市民向け報告書を作成
 - ・立野大師堂に係る行事等の聞き取り調査
- (2) 埋蔵文化財調査・保存事業
 - ・開発等対応の試掘・確認調査 50 件(44 件)、本発掘調査 3 件(7 件)、民間調査機関による記録保存調整 3 件(6 件)
- (3) 小田城跡確認調査事業
 - ・これまでの調査で出土した木製品の保存処理を継続
- (4) 市史編纂事業
 - ・洞下古宇田家文書の目録作成 ※2か年のうち1年目
 - ・「旗本本多家寺具陣屋日記」の調査
 - ・逗子小田家所蔵の近世資料の寄贈、今鹿島村検地帳ほかの保管等

2 文化財の保存

- (1) 文化財保護審議会事業
 - ・7/4、1/17 の2回開催(3回)
- (2) 市管理文化財維持管理事業
 - ・指定文化財草刈り等
 - ・市管理文化財修繕 0 件(0 件)
 - ・説明板設置・修繕 大曾根薬師堂・北太田天部形立像の改修 2 件(1 件)
- (3) 小田城跡保存事業
 - ・1 筆、772.51 m²を買収(335.49 m²)。D地区
- (4) 金田官衙遺跡保存事業
 - ・1 筆、645.25 m²を買収(15,270.61 m²)。公有化率 100%(99.4%)
- (5) 民有文化財補助事業
 - ・大塚家住宅火災報知設備管理事業、同火災報知設備修繕事業、市指定文

化財保存事業（花室の大つげ・鹿島神社の大げやき）、無形民俗文化財保存事業（田倉の三匹獅子）計5件(3件)

3 文化財の活用

(1) 文化財展示講座等事業

- ・ 5/3～5/5 平沢官衙遺跡特別開扉
- ・ 7/23～9/30 ちびっ子博士事業。約4,000人(R3短縮約2,000人)
- ・ 8/20 平沢官衙遺跡万灯夏祭り。約500人(R3中止)
- ・ 7/27～9/7 初歩からはじめる古文書講座。受講者26人(18人)
- ・ 9/17～2/1 巡回企画展「鎌倉殿の御家人「八田知家」と鎌倉時代のつくば」 来場者2,469人(1,187人)
- 11/19 体験学習ウォーキング「小田氏の本拠、小田をめぐる」を開催。応募者72人、当日参加者22人(12人)
- 11/27 糸賀茂男氏による講演会『「鎌倉殿」と御家人八田知家』を開催。応募者288人、当日聴講者82人(62人)、市公式Youtube視聴389回
- ・ 10/2 大河ドラマ「鎌倉殿の13人」スペシャルトーク in つくば 応募者3,143人、当日観覧者969人
- ・ 10/15 小田城秋の陣。参加者約1,000人
- ・ 10/29 平沢官衙遺跡ミニコンサート。参加者約400人
- ・ 1/21 小田城冬の陣・どんど焼き。参加者約2,600人(約2,000人)
- ・ 2/4 平沢官衙遺跡芝文字と文化財防火訓練。参加者56人(83人)

(2) 学校での伝統文化教育支援事業

- ・ 市内学校教諭への研修講座はコロナ禍により中止、資料を配布
- ・ 学校への解説14件(2件)・出前授業3件(2件)・リモート授業1件(2件)

(3) 文化財サポーター事業

- ・ 4/20 平沢官衙遺跡で登録者等対象研修講座18人(7人)
- ・ 10/12～12/21 第4回解説ボランティア養成講座(桜地区・谷田部地区対象)。受講者8人(8人)、登録者計30人(23人)

- ・ボランティアの解説等参加のべ人数 66 人(0 人) ※小田城跡除く

(4) 文化財展示施設管理事業

- ・感染症対策として入場者数や団体見学対応の制限等をしながら開館
- ・小田城跡歴史ひろばのエアコン交換、平沢官衙遺跡歴史ひろばのエアコン改修及び手洗所漏水工事、出土文化財管理センター下屋火災報知器交換、旧豊里庁舎雨漏り対策修繕等、施設の維持管理を実施
- ・小田城御城印を 10・11 月に 8 日間試験販売、1/28 から常時販売開始。
3 月末まで 3 種計 1,377 枚販売

文化財展示施設来館者数

	単位	R4 年度	R3 年度	R2 年度	R1 年度	H30 年度
桜歴史民俗資料館	人	3,166	2,568	1,705	8,064	7,809
出土文化財管理センター	人	110	78	64	58	126
平沢官衙遺跡歴史ひろば	人	42,812	38,024	35,722	50,689	46,508
谷田部郷土資料館	人	1,731	813	505	3,948	4,591
小田城跡歴史ひろば	人	19,231	13,888	15,317	19,853	21,204

(5) 平沢官衙遺跡再整備事業

- ・平沢官衙遺跡復元建物再整備実施設計を 3 月に策定
- ・市民団体等の協力を得て必要な茅材の約半分を調達
- ・「平沢官衙遺跡再整備懇話会」を 2 回(4 回)開催して内容を検討
- ・3/4 に筑波大学主催のワークショップで柱表示について検討

令和4年度当初予算額・決算額比較(歳入)

(千円)

	合計	国県補助	起債	その他特定財源	市一般財源
当初予算額	119,821	32,749	0	3,471	83,601
決算額	107,614	27,970	0	762	78,882
増減(決算-当初)	△ 12,207	△ 4,779	0	△ 2,709	△ 4,719

令和4年度当初予算額・決算額比較（歳出）

（単位：千円、％）

予算事業	事務事業	当初予算額		補正・流用額		決算額		残額(当初+補正等-決算)		執行率(%)		主な増減の内容
		予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	
事業 11 文化財保護審議会に要する経費	854 文化財保護審議会事業	252	252	△ 100	△ 100	142	142	10	10	93.4	93.4	会議回数減
事業 12 文化財調査に要する経費	981 各種文化財基本調査事業	13,221	513	2,085	0	14,444	275	862	238	94.4	53.6	調査謝礼の不用、巨樹等委託料の減
	982 埋蔵文化財調査・保存事業		12,708		2,085		14,169		624		95.8	本発掘調査委託料を増
事業 13 文化財維持管理に要する経費	856 市管理文化財維持管理事業	6,767	5,975	△ 720	△ 720	5,192	4,675	855	580	85.9	89.0	管理委託料契約差金を減、修繕必要案件未発生
	857 民有文化財補助事業		792		0		517		275		65.3	無形民俗文化財補助件数の減
事業 14 市史編纂に要する経費	859 市史編纂事業	1,514	1,514	△ 630	△ 630	607	607	277	277	68.7	68.7	刊行物入稿方法変更に伴う減
事業 15 小田城跡に要する経費	862 小田城跡確認調査事業	9,146	1,024	△ 1,210	△ 862	7,028	120	908	42	88.6	74.1	国庫補助金減額に伴う縮小
	860 小田城跡保存事業		8,122		△ 348		6,908		866		88.9	地価に応じた土地購入費の減等
事業 16 文化財展示施設管理に要する経費	863 文化財展示施設管理事業	72,617	55,486	△ 9,816	△ 4,117	59,461	48,101	3,340	3,268	94.7	93.6	施設管理委託料契約差金等の減
	1047 平沢官衙遺跡再整備事業		17,131		△ 5,699		11,360		72		99.4	補助金減に伴う減
事業 17 金田官衙遺跡に要する経費	864 金田官衙遺跡保存・活用事業	11,945	11,945	10	10	11,955	11,955	0	0	100.0	100.0	
事業 18 歴史文化教育・活用に要する経費	865 学校での伝統文化教育支援事業	4,359	209	4,586	0	8,785	0	160	209	98.2	0.0	研修中止に伴うバス賃借料等の減
	866 文化財展示講座等事業		3,913		4,586		8,564		△ 65		100.8	大河ドラマ連携催事委託料等の増
	983 文化財サポーター事業		237		0		221		16		93.2	
合 計			119,821		△ 5,795		107,614		6,412		89.8	

令和4年度当初予算額・決算額比較(歳入)

※ 決算額は審査前の見込額

(千円)

	合計	国県補助	起債	その他特定財源	市一般財源
当初予算額	119,821	32,749	0	3,471	83,601
決算額	107,614	27,970	0	762	78,882
増減(決算-当初)	△ 12,207	△ 4,779	0	△ 2,709	△ 4,719

資料1-3

令和4年市指定文化財保存事業



1-1 薬師堂・薬師堂仏像説明板



1-2 天部形立像説明板



2-1 鹿島神社の大けやき 剪定前



2-2 鹿島神社の大けやき 剪定後



3-1 田倉三匹獅子 これまでの獅子頭



3-2 田倉三匹獅子 新調した獅子頭

資料1-4

令和5年度文化財活用事業



平沢官衙遺跡万灯夏祭り
(8/19)



小田城秋の陣(10/21)
スポーツ鬼ごっこ風景



ちびっ子博士連携 夏休
み体験(8/2)
拓本作成風景

令和5年度事業計画について

1 文化財の調査

- (1) 各種文化財基本調査事業
 - ・ 指定・登録等候補物件の調査
 - ・ 洞下村古宇田家文書の調査及び目録の作成を継続
- (2) 埋蔵文化財調査・保存事業
 - ・ 各種開発等に伴う取扱事務・調査を継続（件数は増加傾向が続いている）
- (3) 小田城跡確認調査事業
 - ・ 出土品保存処理業務を継続
- (4) 市史編纂事業
 - ・ 「つくば市史史料集第18編 寺具陣屋日記（仮称）」の刊行

2 文化財の保存

- (1) 文化財保護審議会の開催
 - ・ 指定・認定候補物件の検討等、3回開催予定
- (2) 市管理文化財維持管理事業
 - ・ 必要な維持管理業務を継続
 - ・ 小田城跡の一部での住民と連携した草花による環境美化を継続
- (5) 民有文化財補助事業
 - ・ 大塚家住宅火災報知器点検、民有文化財活動への補助
 - ・ 市指定民俗文化財「田倉の三匹獅子」の用具整備を予定
- (3) 小田城跡保存事業
 - ・ B地区1筆192㎡の買収
- (4) 金田官衙遺跡保存事業
 - ・ 市償還金に係る国庫補助金手続きのみ継続

3 文化財の活用

- (1) 文化財展示講座等事業
 - ・ 巡回企画展と関連する講演会、体験学習会を秋期に開催。内容は未定

- ・古文書講座を初級と中級に分け、初級を8月～9月に4回、中級を1月～2月に4回開催
 - ・その他、平沢官衙遺跡や小田城跡での催事を、見直しを加えながら実施
- (2) 学校での伝統文化教育支援事業
- ・市教育研究会社会科研究部との共催により、教員を対象とした社会科研修・巡検会を予定
 - ・生涯学習推進課が実施する「ちびっ子博士事業」(7/22～8/31)に参加。昨年度までの平沢官衙遺跡・小田城跡・桜歴史民俗資料館・谷田部郷土資料館に、出土文化財管理センターを追加。センターでは勾玉づくり等体験学習。
- (3) 文化財サポーター事業
- ・ボランティア登録者等を対象とした研修会を開催
- (4) 文化財展示施設管理事業
- ・必要な維持管理業務を継続
- (5) 平沢官衙遺跡再整備事業
- ・令和3年度に基本計画・基本設計を策定し、令和4年度に実施設計、5年度から8年度に実物大復元建物の改修を主体とした再整備工事を実施
 - ・3年目となる今年度は、土倉の茅葺き屋根の改修工事に着手
 - ・国庫補助金の減額等に対応しながら、年次計画を調整していくことが必要
 - ・「史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会」に意見を聴きながら進行

令和4年度・令和5年度当初予算額比較(歳入)

(千円)

	合計	国県補助	起債	その他特定財源	市一般財源
令和4年度	119,821	32,749	0	311	86,761
令和5年度	162,887	50,338	0	562	111,987
増減 (R5-R4)	43,066	17,589	0	251	25,226

※このほか、R5年度歳入として、財政課計上のR3年度起債の償還金に充当する国庫補助金747千円を計上。

令和4年度・令和5年度当初予算額比較（歳出）

（単位：千円、％）

予算事業	事務事業	R4当初予算額		R5当初予算額		増減(R5-R4)		割合(R5/R4)		主な増減の内容
		予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	予算事業	事務事業	
事業 11 文化財保護審議会に要する経費	854 文化財保護審議会事業	252	252	228	228	△ 24	△ 24	90.5	90.5	市教職員等委員分報酬の減
事業 12 文化財調査に要する経費	981 各種文化財基本調査事業	13,221	513	14,997	414	1,776	△ 99	113.4	80.7	悉皆調査委託料の減
	982 埋蔵文化財調査・保存事業		12,708		14,583		1,875		114.8	会計年度任用職員の期末手当等の増
事業 13 文化財維持管理に要する経費	856 市管理文化財維持管理事業	6,767	5,975	7,050	6,258	283	283	104.2	104.7	施設管理委託料の増
	857 民有文化財補助事業		792		792		0		100.0	
事業 14 市史編纂に要する経費	859 市史編纂事業	1,514	1,514	694	694	△ 820	△ 820	45.8	45.8	刊行物印刷製本費の減
事業 15 小田城跡に要する経費	862 小田城跡確認調査事業	9,146	1,024	12,418	706	3,272	△ 318	135.8	68.9	保存処理出土品の点数の減
	860 小田城跡保存事業		8,122		11,712		3,590		144.2	土地購入での補償費等の増
事業 16 文化財展示施設管理に要する経費	863 文化財展示施設管理事業	72,617	55,486	122,656	58,583	50,039	3,097	168.9	105.6	労務・資材単価増に伴う施設管理委託料の増等
	1047 平沢官衙遺跡再整備事業		17,131		64,073		64,073		374.0	再整備工事着手による増
事業 17 歴史文化教育・活用に要する経費	865 学校での伝統文化教育支援事業	4,359	209	4,844	289	485	80	111.1	138.3	教員研修用バス賃借料の計上
	866 文化財展示講座等事業		3,913		4,318		405		110.4	会計年度任用職員の期末手当等の増
	983 文化財サポーター事業		237		237		0		100.0	
事業 80 金田官衙遺跡に要する経費	864 金田官衙遺跡保存・活用事業	11,945	11,945	0	0	△ 11,945	△ 11,945	0.0	0.0	公有化完了に伴い歳出無
合 計			107,876		162,887		55,011		151.0	

令和4年度・令和5年度当初予算額比較(歳入)

(千円)

	合計	国県補助	起債	その他特定財源	市一般財源
令和4年度	119,821	32,749	0	311	86,761
令和5年度	162,887	50,338	0	562	111,987
増減(R5-R4)	43,066	17,589	0	251	25,226

※このほか、R5年度歳入として、財政課計上のR3年度起債の償還金に充当する国庫補助金747千円を計上。

文化財指定・地域文化財認定について

1 対象物件

- (1) 市指定有形文化財（工芸品）候補
つくば市小田地内所在（仮）三村山不殺生界碑
- (2) 市認定地域文化財（有形民俗文化財）候補
つくば市臼井地内所在（仮）立野大師堂石仏群

2 指定・認定の要件

(1) 指定・認定の要件

- ・ 指定等の対象とする年代は、国が有形文化財登録にあたり 50 年以上経ていることを目安として示しており、これに準ずる。
- ・ 指定等の全般的な判断基準を決めることは、今後の課題とする。
- ・ 今回は候補物件が指定・認定の趣旨に合っていること、類例との比較により価値が認められること、今後も長期にわたり保存ができること、所有者の同意が得られていることを、主な要件とする。

(2) 指定・認定制度の趣旨

- ・ 指定制度は、現状変更等への規制と補助金制度により当該文化財をそのまま伝えていく制度で、物件には特に高い価値が求められる。
- ・ 認定制度は、指定文化財には至らない物件も幅広く文化財として認めて周知を図ることで、積極的な活用等を促す制度で、規制はほとんどないが補助制度もない。

(3) 指定等判断にあたっての要点

- ・ 指定にあたっての判断の要点は、種別での年代の古さ、希少性、歴史的事件との関わり、歴史・文化的な学術資料としての重要性、保存状況等とする。
- ・ 認定地域文化財は、指定に準じた観点から歴史・文化的な重要性を有しているかを判断していく。

4 指定・認定物件の名称

- ・ 指定等名称の付け方に決まりはなく、国・県・市でも細部では異なる。
- ・ 有形文化財は所在地に関わらず価値を有するため、地域名を付けることは少ない。一方、史跡や名勝、天然記念物、民俗文化財では、所在地と価値が直結していることから、地域名を付けることが多い。
- ・ 名称の重複を避けることや、物件の内容を示すため、有形文化財であっても地域名や内容に関わる名称等を付けた方がいいとする意見もある。

5 指定・認定候補物件の検討

資料 3-2・3-3 参照

6 指定・認定の日程・手続き案

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 10 月頃まで | 指定では所有者から申出書・同意書、認定では申請書を収受 |
| 10 月頃 | 教育委員会で指定の諮問、認定の意見聴取を議決又は報告 |
| 11 月頃 | 教育委員会発、審議会会長宛文書で、指定では諮問、認定では意見聴取 |
| 11・12 月頃 | 諮問・意見聴取の回答について審議会で検討 |
| 12 月頃 | 審議会会長名で答申・意見書を作成、委員に確認 |
| 12 月頃 | 審議会会長発、教育委員会宛文書で、答申書・意見書を収受 |
| 12・1 月頃 | 教育委員会で指定・認定を議決、決定 |

文化財指定・地域文化財認定について

1 対象物件

- (1) 市指定有形文化財（工芸品）候補
つくば市小田地内所在（仮）三村山不殺生界碑
- (2) 市認定地域文化財（有形民俗文化財）候補
つくば市臼井地内所在（仮）立野大師堂石仏群

2 指定・認定の要件

- (1) 指定・認定の要件
 - ・ 指定等の対象とする年代は、国が有形文化財登録にあたり 50 年以上経ていることを目安として示しており、これに準ずる。
 - ・ 指定等の全般的な判断基準を決めることは、今後の課題とする。
 - ・ 今回は候補物件が指定・認定の趣旨に合っていること、類例との比較により価値が認められること、今後も長期にわたり保存ができること、所有者の同意が得られていることを、主な要件とする。
- (2) 指定・認定制度の趣旨
 - ・ 指定制度は、現状変更等への規制と補助金制度により当該文化財をそのまま伝えていく制度で、物件には特に高い価値が求められる。
 - ・ 認定制度は、指定文化財には至らない物件も幅広く文化財として認めて積極的な活用等を促す制度で、規制はほとんどないが補助制度もない。
- (3) 指定等判断にあたっての要点
 - ・ 指定での他物件との比較の要点は、種別での年代の古さ、希少性、歴史的イベントとの関わり、歴史・文化的な学術資料としての重要性等とする。
 - ・ 認定地域文化財は既認定物件が少なく比較ができないが、指定に準じた観点から歴史・文化的な重要性を有しているかを判断していく。

4 指定・認定物件の名称

- ・ 指定等名称の付け方に決まりはなく、国・県・市でも細部では異なる。
- ・ 有形文化財は所在地に関わらず価値を有するため、地域名を付けることは少ない。一方、史跡や名勝、天然記念物、民俗文化財では、所在地と価値が直結していることから、地域名を付けることが多い。
- ・ 名称の重複を避けることや、物件の内容を示すため、有形文化財であっても地域名や内容に関わる名称等を付けた方がいいとする意見もある。

5 指定・認定候補物件の検討

資料 3-2・3-3 参照

6 指定・認定の日程・手続き案

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 10月頃まで | 指定では所有者から申出書・同意書、認定では申請書を収受 |
| 10月頃 | 教育委員会で指定の諮問、認定の意見聴取を議決又は報告 |
| 11月頃 | 教育委員会発、審議会会長宛文書で、指定では諮問、認定では意見聴取 |
| 11・12月頃 | 諮問・意見聴取の回答について審議会で検討 |
| 12月頃 | 審議会会長名で答申・意見書を作成、委員に確認 |
| 12月頃 | 審議会会長発、教育委員会宛文書で、答申書・意見書を収受 |
| 12・1月頃 | 教育委員会で指定・認定を議決、決定 |

市指定文化財候補物件「(仮)三村山不殺生界碑」について

1 概要

小田集落内に所在しているが、当初造立された場所から運ばれたと推測される。高さ 1.5m、幅 1.3m、厚さ 0.13m で、筑波変成岩で造られている。「建長五年 癸丑／三村山／不殺生界／九月十一日」の銘文がある。

西大寺の高僧であった忍性は、真言律宗の関東布教の先駆けとして、建長 4 年(1252)に三村山極楽寺に入る。この石碑は、忍性の下向直後の建長 5 年(1253) 9 月 11 日に、三村山極楽寺で不殺生の結界がなされたことを伝えている。類似するものとして、土浦市の般若寺には同年 7 月 29 日に、東城寺には 9 月 29 日に、それぞれ結界がなされたことを伝える石碑がある。本石碑は、般若寺や東城寺の石碑と同様に、忍性が三村山極楽寺を律寺として環境整備していったことを裏付ける歴史資料といえる。

2 進捗状況

所有者と対面で協議し市指定への同意の意向を確認。現地での保管か、市への寄贈・寄託として移動するかは検討したいとのことで、当面は現地で保管し、指定後に検討していく方向となっている。

3 指定について

以下の理由から、指定することが相応しいと考える。

- ・ 鎌倉時代中期の建長五年(1253)に製作された板碑で、年号の刻まれた石造物としては市内最古、鎌倉時代の年号を有するものは市内唯一である。
- ・ 律宗の高僧忍性の三村山極楽寺での活動を示す歴史資料である。
- ・ 中世の東関東に広まった石造物文化が律宗の影響を強く受けたことを具体的に示す物件である。
- ・ 三村山極楽寺の活動を示す小田地区の鎌倉時代の石造物のうち、石造宝篋印塔・石造地藏菩薩立像・石造灯籠は県指定、石造五輪塔は市指定である。また、土浦市所在で建長五年の銘を持つ東城寺結界石は県指定である。これらの石造物と重要性を比較した場合や、他の市指定の板碑と比較しても遜色はないと考えられる。

4 指定名称(案)

「三村山不殺生界碑」とする。碑の性質を示す「三村山不殺生界」の銘文に、物件の種別を示す「碑」を付ける。地域名を直接付けてはいない

が、「三村山」の銘から旧在地在が推測でき、他の指定されている板碑との区別が容易である。

○類例での指定等名称

- ・ 東城寺結界石（県指定文化財）考古資料、茨城県土浦市東城寺
- ・ 結界石（県指定文化財）考古資料、茨城県土浦市（般若寺）
- ・ 結界石（県指定文化財）建造物、広島県世羅郡世羅町
- ・ 竹林寺結界石（未指定）石造遺物、奈良県生駒市（竹林寺）

※ 結界とは、「区域を制限する意」であり、大きな意味ではその範囲に含まれる。しかし、一般的に「結界石」とは、「大界外相」などと記され、修行の場などの区域を区画したものであり、不殺生界を区切った本碑とはやや意味が異なる。

5 課題

碑面の剥離に対する対策を含めた管理の方法や、公開の場所や施設などの調整が必要となる。

市認定地域文化財候補物件「(仮)立野大師堂石仏群」について

1 概要

つくば市臼井の立野児童館南側に位置している「大師堂」に納められた、江戸時代後期から明治時代の弘法大師像 87 軀、如来・菩薩・明王像 88 軀で構成される。

伝承では天保 3 年(1832)に立野の皆川重兵衛が四国八十八ヶ所霊場第一番霊場・霊山寺から持ち帰った土で医王院境内の土地を清めて弘法大師像を安置したことに始まり、地域の大師講の信仰対象となったとされる。

大正 2 年(1913)には「新四国八十八ヶ所弘法大師尊霊場」として筑波山南麓に巡拝経路を整備し大師像を分散配置したが、その後、太子堂に収められるようになった。

群を構成する石仏の造形には共通性が高く、真壁や上ノ室などやや遠方の地名が刻まれたものを含んでいる。現在、大師堂と石仏は立野区会が所有し、地元住民で構成される「橘会」(現在は 6 名)が、弘法大師の月命日である 21 日に集まり石仏の袈裟を作るなどの行事や、日常的な維持管理を行っている。この集まりはコロナ禍で約 3 年中断していたが、令和 5 年度から再開している。

2 進捗状況

「橘会」の活動について聞き取り調査を実施

3 認定について

以下の理由から、認定が相応しいと考える。

- ・ 江戸時代後期から明治時代にかけて製作されたものである。
- ・ 立野集落で盛んであった大師講を象徴しており、現在でも地区住民による講の流れに関わる行事の対象となっている。
- ・ 石仏 175 軀が堂内に整然と並んでいる状況は、市内でも珍しい。
- ・ 現在に至る経緯が明らかで、地域の歴史を物語る資料となっている。
- ・ 住民は文化財として知られることで石仏群を保存していきたいと望んでおり、認定制度の趣旨に合致している。

4 認定名称(案)

「立野大師堂石仏群」とする。有形文化財ではあるが、立野地区に根差した信仰を伝える民俗文化財であることから、「立野」の集落名を付ける。また、物件の性質を示す呼称としては、無形である講の活動ではなく、有形の石仏多数が堂内に整然と保管されている状況の希少さを重視し、「大師堂」を付ける。

5 課題

- ・ 地域文化財を構成する個々の石仏を特定し、台帳を作成すること。

「(仮)立野大師堂石仏群」及び「橘会」に関する聞き取り調査報告書

〔調査地区名〕

つくば市白井立野地区

〔地区の概況〕

白井立野は筑波山麓に位置する地区である。現在多くの家が田畑を所有しており、稲を主に育てているが、兼業農家や委託農家が殆どである。またみかんなど柑橘系の栽培を行う家もあり、後述する橘会の名称の由来にもなっている。地区内の多くは筑波山神社の氏子で寺の檀家は少なく、葬式も神式で行う。「皆川」「菊池」姓の家が多い。

祭り地区内で行われるとして立野児童館に安置されている蔵王権現像を祀る村祭りが11月3日に開催される。地区内には大師講のほかに二十三夜講や十八夜講（以前は十九夜講とよばれた）、伊勢講などが存在していたとされ、特に伊勢講と十八夜講が現在でも行われている。

〔大師堂〕

地区の中央には立野児童館があり、その敷地内の大師堂（医王堂とも）と呼ばれる建物が存在する。建物は平成4年の改修によって一部を残してトタンで覆われている。大師堂の床はコンクリート製であり、また電灯が無く薄暗い印象を受ける。入り

口付近には「ポックリ地蔵」と呼ばれる地蔵や不動明王像、二十三夜講の石碑などが置かれている。

古くは墓地であったといわれ、大師堂建立の際は墓地を南にずらしたとされるが詳しくは分からない。

〔大師講の歴史〕

白井立野地区には大師講について概ね以下の歴史が記憶されている。

・天保3年(1832) 皆川重兵衛が荒廃した立野地区を憂えて巡礼に行き、四国八十八ヶ所霊場第一番霊場・霊山寺に財施をして土を持ち帰る。その土で立野の医王院境内の土地を清めて弘法大師像を設置する。以降、「新四国八十八ヶ所弘法大師尊霊場」と呼ばれ地域の大師講の信仰対象となる。

・明治5年(1872) 神仏分離令によって医王院が廃寺となったため、普門寺に財施の上で大師像を置く。

・大正2年(1913) 東京の大師講団体から、「新四国八十八ヶ所」として巡拝したいとの連絡を受け、筑波山南麓(筑波、沼田、国松、上大島、白井、白井六所地区、神郡、神郡館地区、白井立野地区)の住民が協議し、八十八ヶ所霊場にならいに大師像を分散配置して巡拝経路を設ける等の整備を行う。

・大正4年(1915)：整備したものの東京の大師講信徒の参詣は無く、巡拝したいと申し入れてきた団体からの連絡も途絶える。分散配置した像も雨風に晒され破損してきたため、立野地区の住民が協議し、立野地区に配置した石仏を医王院本堂に安置する。その後、他の地区のものも順次集めて本堂に納める。

〔石仏〕

橘会には石仏の伝来について以下の文章が残されている。

一伝来 百八十年前地区の荒廃を憂えた立野地区の皆川重兵衛氏が四国八十八ヶ所を巡礼し、三十六番礼所である青龍寺（高知県土佐市）より大師像を勧請そして集落や近隣の有志から浄財を募り百八十二体もの石像大師を建立。

二十一世紀に入ってもなおこの筑波山麓の地域の人々に訪れる人々に「ぽっくり大師」と愛され続けているお堂に並ぶ石佛の前に立つと思わず笑みがこぼれる

合唱一（「立野の大師様」橘会蔵）

大師堂の中には175体の石仏が安置されている。石仏は二体一対であり（片方が紛失しているものもある）、それぞれ弘法大師の座像（87体）と様々な仏像（明王像や大日如来像、千手観音像など88体）とのセットとなっている。大師像が前面に置かれ、その後ろに明王像などが置かれると言う配置になっており、後者には仏像を奉納

した人物や家名が掘り込まれている。また大師堂の中央には臼井立野の大師講に大きく貢献した人物として皆川重兵衛を祀る像が置かれている。弘法大師像は橋会が制作した輪袈裟と帽子を着ている。

石仏が製作された時期については、年号が刻まれていない物も多く、全てを特定することは難しい。調査では「明治廿九年」と刻まれた石仏が見られた他、聞き書きから皆川重兵衛が大師像を勧請した天保3年（1832年）当時は8体の石仏が存在したとの話を聞くことができた。

〔実施主体〕

橋会

医王堂内の石仏を管理する会。平成25年に地区内の女性菊池つよい氏によって創設される。現在のメンバーは以下7名である。

皆川キヨコ氏（昭和9年3月生）

皆川カヅエ氏（昭和9年12月生）

皆川キミコ氏（昭和22年5月生）

皆川ミチコ氏（昭和23年6月生）

吉井ムツコ氏（昭和35年1月生）

他2名

〔実施日〕

毎月 21 日（令和 5 年 4 月からは不定期）

〔橘会〕

平成 25 年に菊池つよい氏によって創設された会。つよい氏はすでに亡くなっているが、創設当時を知る皆川キヨコ氏は石仏が大師堂に放置され、古くなった輪袈裟を何重にも着せられている様子が「みすぼらし」くて「可哀想」だったため、新たに石仏の管理を行う必要を感じていたと語っている。橘会最初の仕事は古い輪袈裟を取り除き、新しい帽子と輪袈裟を用意することであった。

女人講というわけではないが、現在の橘会は 7 人の女性のみによって活動している。会員数は一番多い時で 13 人で、男性も在籍した。橘会設立の由緒として以下の記述が残されている。

—筑波山麓の屋敷に空地にそして水田に畑に柑橘類を盛んにうえている。筑波山麓をみかんの里にしたいと願い地区全体ですすめている。

四季を通じて緑濃いみかんの葉は、秋に色づく黄金の実は本当に美しく香りもよい。

昔をたどれば田井の郷土誌に白井と立野の中ほどに流れる大きな沢に橘川という名が記されている。流れる水はみかん（橘）の香りがしたためとある。

偶然にも今に生きる立野を立野のお大子様をそして蔵王様を大好きな仲間はその名に因んで橘会と名づける。

いつまでも普く光り橘のごとく香しくなることを約束しましょう

平成二十五年一月二十一日 菊池つよい一

会則等は特に定められていなかったが、つくば市への認定文化財登録を目指すため令和5年3月15日に8条から成り立つ橘会規約が承認されている。以下詳細である。

・第一条:名称

名称を橘会と称し、事務所を代表者宅に置く。

・第二条:目的

立野老人会より大師堂の維持管理を継承し信仰の普及に努める。

・第三条:経費

経費は構成会員より毎年4月に1000円を一括集金する

・第四条:役員

会には次の役員を置く

代表 1 名 会計 1 名

・ 第五条:役員の選出

役員の選出は下記により行う。

年に 1 回行われる打合せ会で、話し合いにより選任する。

・ 第六条:役員の任期

役員の任期は下記により行う

代表、会計の任期は 1 期 2 年とする。

*代表、会計の再任は 2 期を限度とする。

・ 第七条:会員

立野地区（立野区会）に住む方とする。

・ 第八条:打合せ会

年に 1 度打合せ会を行い下記の事項を決める。

1.会の会計について。

2.会の行事予定、または行事内容の検討。

3.その他会員よりの意見について。

4.管理作業日、会合日の設定。

5.その他重要事項について（ある場合）。

〔活動の詳細〕

橘会のメンバーは毎月 21 日の午後 1 時に大師堂へ集合する。大師堂の入口で合掌して堂内にはいる。最初の作業は掃除である。堂内の床を箒ではいたり、石仏が置かれている壇上を雑巾などで拭いたりして汚れや埃を除去する。その後堂内の花瓶に切花を挿す。切花に用いる花は各々持ち寄るが、特に橘会会員のミナカワキヨ氏の場合は自宅の庭に生えている四季折々の花を挿すという。

以上が済むと、立野児童館にて石仏に着せる「頭巾」と「輪袈裟」を制作する。制作には各自持ち寄った布等を使う。特に皆川キヨコ氏は裁縫が得意で、自分の衣服や小物入れなどを日頃から作っているので、多くの布を持参する。裁縫道具を駆使して手縫いで製作していくため、一度に作ることでできる輪袈裟の数は限られている。帽子作りはより難しく、皆川キヨコ氏にしか作る事はできない。また一日中頑張っても 10 個つくるのが精一杯だという。そのため一回に作る輪袈裟の量について漠然とノルマを設けており、十分な数を作り終えたらビニール袋に入れておく。制作の間は会費で買ったお茶やお菓子を食べながら談笑する事が常である。制作が終わった後もこうした談笑はしばらく続き自然と解散となる。1 年を通して制作した頭巾と輪袈裟は新年最初の会である 1 月 21 日（令和 6 年以降は漠然と“正月中”に行うとされる）に石仏に着せられる。また大師堂前で合唱の所作をするほかには読経などの宗教的な行為を行う事はない。

橘会における活動は令和2年からコロナウィルスの影響で中断しており、令和5年3月現在の石仏にかけられている輪袈裟は令和元年に作製されたものである。橘会のメンバーは令和5年4月から活動を再開している。石仏に掘り込まれた家名には橘会会員の実家や親戚筋のものが見られる。調査では「先祖が残した石仏はしっかり手入れしたい」という会員たちの意見を聞くことができた。また聞き書きを通して感じられる雰囲気はとても和やかであり、会員にとって橘会という場は石仏を守るだけの場ではなく、近所同士で集まりお茶と一緒に団欒できる「楽しい」場所であるということもわかる。橘会の後継に関しては地区内で声かけを行なっている。会員曰く後継の心配はしていないとのことである。

〔老人会〕

橘会が発足する平成25年以前は、老人会と呼ばれる団体が石仏の管理を行っていた。老人会は平成4年の大師堂と立野児童館改修が行われる以前から活動を行っており、当時の大師堂と立野児童館は藁葺き屋根で児童館には囲炉裏が設置されていた。活動内容の詳細は不明であるが、橘会と同じように石仏に着せる笠や輪袈裟の制作は行われていたようである。ただし帽子の制作と輪袈裟の取り替えは行っておらず、毎年新しい輪袈裟を前年のものの上に重ねていたようである。橘会創設当時は一つの石仏に対して65枚もの輪袈裟が被せられていたと皆川キヨコ氏は語る。

大正2年に地域に分散配置された石仏を大正4年に皆川蔵吉氏が中心になって石仏を現在の大師堂へ集めている。その時皆川蔵吉氏は現在のつくば市神郡地区に位置する普門寺の住職から教えを乞いつつ、石仏の配置や祭祀方法の整備を進めたとされる。

大師堂の近隣に住む皆川キヨコ氏によれば老人会が開かれる日の大師堂からは楽しく談笑する声や日本舞踊などの演目を行う音、手拍子が夜まで聞こえていたという。橘会会員吉井ムツコ氏の祖母は老人会のメンバーであり、老人会に出かける祖母の様子を語っている。

「祖母はいつも老人会がある日は玄関先で「今日はあるから行ってくるよ」とだけ言ってさっさと出て行くんです。（中略）昔は今より何にもなくて出掛けるのもそうそうできなかったから、ほかに楽しみもなかったんでしょうね。毎度の老人会が相当楽しいんだなあと思ったものです。」（令和5年3月 ヨシイムツコ氏）

以上のようにヨシイムツコ氏やミナカワキヨ氏の語りから老人会も橘会と同じように、集落内の「楽しみ」としての性格も有していたことがわかる。

〔所見〕

1. 聞書きや会員の態度から現在の橘会は大師講であるが、他の大師講等と比べて宗教的な性格は弱いと思われる。現在の橘会員に檀家はおらず仏教徒を自認しているものは存在しないこともその一因であるかもしれない。しかし会員のすべてが石仏を大切に扱っており、「お地藏さま」「大師様」と敬意を込めて呼称してい

る姿から、決して信仰心が無いわけではないと考えられる。石仏を管理しようという意思是立野地区において老人会から橋会へ確かに受け継がれており、今回認定地域文化財として申請したのも橋会員の文化財を大切にしたい意思の表出であると言える。

2. 茨城県内には現在廃れたものも含めて数多くの新四国八十八ヶ所が存在している〔小嶋 1996〕。中でもつくば市松塚に存在する作蔵山延命院東福寺を中心とした「新四国東福寺桜川八十八ヶ所霊場」（以下、桜川八十八ヶ所と呼称）と白井立野地区の大師講は深い関係にあった可能性がある。神郡地区に存在する普門寺は桜川八十八ヶ所の一つであり毎年3月30日から行われる東福寺住職を先達とした巡礼の対象となっている〔渡瀬 2016〕。明治5年（1872年）に行われた白井立野医王院の廃寺によって普門寺には大師堂が建立されてから大正4年（1915年）までの間、現在の立野に存在する石仏が設置されていた。その間も東福寺桜川八十八ヶ所巡礼は普門寺を訪れていたことから東福寺と立野の大師講はなんらかの形で交流していた可能性がある。勿論、さらなる調査研究が必要となるが、今回の調査では白井立野地区の大師講は桜川流域における新四国巡礼の重要な基点になっていた可能性が示唆された。

〔参考文献〕

小嶋博己 1996「利根川流域の新四国巡礼—いわゆる地方巡礼の理解に向けて—」

『講座日本の巡礼第三巻 巡礼の構造と地方巡礼』雄山閣

渡瀬綾乃 2016「新四国巡礼と集会所—桜川八十八ヶ所と土浦市新治地域を事例に

—」『史境』72 歴人民俗学会

付記：聞き取り調査及び本報告書の作成は、つくば市教育局文化財課が関口東亜氏

（筑波大学大学院）に依頼し、実施した。

会 議 録

会議の名称		令和5年度第2回文化財保護審議会		
開催日時		2023年11月24日 午前10時00分 開会 正午 閉会		
開催場所		小田小交流プラザ		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	委員	藤川会長、田中副会長、徳丸委員、杉原委員、岡野委員、大関委員、川田委員、毛塚委員、宗田委員、黒江委員		
	その他			
	事務局	石橋文化財課長、中川文化財課長補佐、広瀬活用係長、五十嵐保存係主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	なし
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 令和5年度事業中間報告について (2) 市指定有形文化財の指定に関する諮問について (3) 市認定地域文化財の認定に関する意見聴取について (4) 三村山不殺生界碑の現地視察		
会議録署名人		確定年月日	年	月 日
会次第	1 開会			
	2 挨拶			
	3 議事	(1) 令和5年度事業中間報告について (2) 市指定有形文化財の指定に関する諮問について (3) 市認定地域文化財の認定に関する意見聴取について (4) 三村山不殺生界碑の現地視察		
	4 その他			
	5 閉会			

<審議内容>

(1) 令和5年度事業中間報告について

事務局：【資料に基づき説明】

宗田委員： 筑波山ゲートパークがオープンし、文化財の展示も拝見させていただいたなかで気になったのが、近くにある北条中台古墳群のことです。中台古墳の現地に実際に行くと、説明などが何もなく、入る道も分かりにくく、せっかく展示で紹介しているのにもったいない気がします。

事務局（石橋課長）： 北条中台一号墳は大きな石室が露出していて、中台古墳群のなかでも1，2を争う規模のものです。筑波国一帯を治めた王様のものとも言われるくらいの古墳なのですが、今、石室がある土地自体は市の土地になっていて、市文化財課の方で管理しています。解説板の設置は指定文化財を優先して実施しているのですが、中台1号墳への解説板の設置についてもなるべく早期にできるように検討していきたいと思います。

毛塚委員： これまでコロナの影響で実施できなかった社会科巡検を実施できたことは非常に良かったと思います。教員は毎年100人くらい採用されているようで、私のまわりでも若い先生がとても多く入ってきています。今回参加した教員からも、参加して良かったとの声がありますので、今後も継続して実施していただければと思います。小田城で行ったスポーツ鬼ごっこも、こういう機会を設けて子供たちに来てもらい、場所を知ってもらうことは重要だと思います。今後も様々なイベントでの使用を考えていただけると良いと思います。

事務局（石橋）： 小田城秋の陣については、キッチンカーの出店や筑波消防署の音楽隊による演奏など、ごった煮な面もありますが、それでも人が集まってくれば良いなと思っています。スポーツ鬼ごっこをやろう、となったのは、小田城ということで、陣取り合戦の要素を交えて「ここがお城

である」ということが印象付いたらという意図があります。参加者も募集の段階で定員に達するような感じでしたので、続けていければいいなと思います。

藤川会長： 埋蔵文化財の調査件数の増加について、何らかの対応は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（石橋）： 令和2年度くらいから調査件数の蓄積が始まり、その間に現場ができる人材を確保できなかったというところが大きいです。今年、埋蔵文化財の専門職が2人入り、専門のフルタイム会計年度職員にも来ていただいているという状況です。新規採用の2人に任せられることがまだあまり増えていなく、ようやく現場を任せ始めた段階にあるため、この2人の成長にかかってくる部分もあるかと思います。あとは、作業員さんがあまり集まらないという問題もあります。複数班体制にすると1か所の現場にあまり人員を割けないというところもあるので、予算を確保し、十分な人手を確保するとともに、本調査については予算を確保した上で委託に出すことも予定しています。民間発掘会社に市が委託できる仕事としては、個人住宅の本発掘があります。本来的には国の補助を受けて市が直営で実施するのですが、市が単独で費用負担をしてでも、蓄積件数の減と職員の長時間労働への対処を図っていきたいと考えています。短期的にすぐ解決できることでは無いにしろ、できることをやっていければと思います。また、局長も気にしているため、局を挙げて対応したいと思います。

（2）市指定有形文化財の指定に関する諮問について

事務局：【資料に基づき説明】

岡野委員： 結界石を文化財指定して、市に贈与してもらうわけにはいかないのでしょうか。

事務局（広瀬）： 今の所有者の方が、すぐに結界石をどかしたいというわけ

ではないそうです。

事務局（石橋）： 所有者の方も、やはり先代の方が覆屋を建てて大事にしていたものなので、すぐにどこかに移したり、ほかの人に譲ったり、ということは考えていないそうです。今後もし移す時の候補地としては極楽寺のなかかと思いますが、いずれにせよ小田のなかで考えていきます。

徳丸委員： 用語の確認ですが、概要のところでは筑波変成岩とあるのですが、これは「筑波変成岩類」でなくて大丈夫でしょうか。

杉原委員： 『筑波の文化財』という本では黒雲母片岩と書いてあって統一されてないので、言い方は統一したほうがいいかと思います。徳丸先生が言われたように、筑波変成岩類を構成している様々な石があるなかの一つが黒雲母片岩ということになります。そのあたりの言い方はやはり統一しておかないと読む方が混乱しますし、石の呼び名は「筑波変成岩類」にするのか、特定された「黒雲母片岩」にするのか、考えて統一したほうがいいのではないかと思います。経年劣化で脆く、黒っぽい見た目はまさに黒雲母を多くんでいるからで、そのために面状に剥がれやすいというのは黒雲母片岩の特徴です。保護する上でも、「この石が黒雲母片岩だから」というのが理由の一つになってくるかと思いますが、そうしたところを意識するのであれば「黒雲母片岩」にすれば、保護する上でも筋が通るかと思っています。さらに高熱で焼かれるとホルンフェルスという風化にも強い石になります。

事務局（石橋）： 「黒雲母片岩」ということで考えていきたいと思っています。

藤川会長： では、文化財の指定については、諮問を承認するというところでよろしいでしょうか。

委員一同同意

藤川会長： それでは、答申の案文についても審議したいと思っています。読み上げますので、文章としておかしいところはないか確認いただければと思い

ます。（答申案文読み上げ）

事務局（石橋）：ここに岩石の種類について「黒雲母片岩」と入ることになります。

藤川会長：分かりました。他にはよろしいでしょうか。では、最終版は後日事務局からお送りいただきます。

（３）市認定地域文化財の認定に関する意見聴取について

事務局：資料に基づき説明

大関委員：目録について確認させていただきたいところがあります。123 番について、座像なのか立像なのか抜けているので確認していただければと思います。またそこにリンクして、概要の「真壁や上ノ室などのやや遠方の」とあるのは、例えばですが、「旧真壁郡、旧新治郡」の方が地理的な広がりを示せるのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局（石橋）：細かい地区名を挙げてしまうと却って伝わりにくい部分があるかと思うので、今後説明をするにあたっては旧郡名を用いていきたいと思っています。

藤川会長：ほかにはよろしいでしょうか。では同じように、意見書の案文を確認していただきたいと思います。（意見書案分読み上げ）いかがでしょうか。

委員一同同意

会長：よろしいでしょうか。では、意見書案はこのとおりといたします。

事務局（石橋）：答申案・意見書案は、後日最終確認のものをお送りさせていただきます。

会長：それでは、審議会は以上といたします。ありがとうございました。このあとで不殺生界碑を見に行き、解散となります。

事務局：ありがとうございました。

以上

令和5年度第2回つくば市文化財保護審議会

日時：令和5年（2023年）11月21日（火）

午前10時00分

会場：小田小交流プラザ

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 令和5年度事業中間報告について
- (2) 市指定有形文化財の指定に関する諮問について
- (3) 市認定地域文化財の認定に関する意見聴取について
- (4) 三村山不殺生界碑の現地視察

4 その他

5 閉 会

令和5年度事業の中間報告について

1 文化財の調査

(1) 埋蔵文化財調査・保存事業

- ・各種開発等に伴う取扱事務・調査での業務量増への対応が課題（資料 1-2）

2 文化財の保存

(1) 民有文化財補助事業

- ・部材の破損に伴う吉沼八幡神社本殿（県指定）、筑波山神社内巖島神社本殿（県指定）の令和7年度以降修理の検討（資料 1-3）
- ・旧矢中家住宅（国指定）への防火設備の令和7年度設置の検討
- ・絹本着色愛染明王像（県指定）の令和6年度修理の検討

3 文化財の活用

(1) 文化財展示講座等事業

- ・巡回企画展「発掘!!圏央道」と関連する講演会、体験学習を開催
- ・平沢官衙遺跡や小田城跡での催事を順次開催（資料 1-4）
- ・11/3 開館の筑波山ゲートパークのつくばジオミュージアム内に、ジオパークと関連した文化財の展示を作成

(2) 学校での伝統文化教育支援事業

- ・市教育研究会社会科研究部と教員を対象とした社会科研修・巡検会を共催
- ・生涯学習推進課が実施する「ちびっ子博士事業」（7/22～8/31）に参加

(3) 平沢官衙遺跡再整備事業

- ・国庫補助金の減額等に対応し、今年度は土倉茅屋根南側の葺替え工事を主として11月に着手

開発等に伴う埋蔵文化財取扱い件数の推移

(件)

	照会 (口頭)	照会 (文書)	取扱い必要件数		試掘・確認 調査実施	本発掘調査実施	
			試掘・確認	立会		市実施	民間事業 調整
R2	2401	209	52	4	39	2	1
R3	2640	270	57	12	44	7	6
R4	2425	310	48	20	50	3	3
R5 (10/31まで)	1382	165	52	17	32	5	4

- ・1件毎の作業量は案件により異なるが、試掘・確認調査で3日～2週間程度、本発掘調査で1週間～3か月程度のものが多い。
- ・現在の調査待ち案件は、試掘・確認調査、本発掘調査を含めて34件。
- ・遺跡の保存方法を判断する試掘・確認調査は、県により市が直接行うこととされている。
- ・本発掘調査は国庫補助の対象となる個人住宅の場合は市が直接、営利目的の事業の場合は事業者負担による民間委託で実施している。
- ・個人住宅に伴う本発掘調査には市が費用負担して民間委託の余地があるが、小規模な場合は契約事務の手間が調査の手間を上回ることや、概ね2倍以上の費用を要することから、委託に向く案件が限られる。

資料1-3

令和5年度文化財保存事業



茨城県指定文化財 吉沼八幡神社本殿 破損状況

以前から継手部分にずれが生じていた北東側破風が、7月に破断した。屋根が大きく下がったため、軒先を支柱で支える応急措置と、茅葺屋根の一部解体を行っている。



茨城県指定文化財 筑波山神社境内社 巖島神社本殿 破損状況

こけら葺き屋根の北西隅のこけらが破損し、屋根に穴が開いた。現在、鋼板を差し込んで応急措置しているが、屋根の状況は平成30年度までに修理した神橋の修理前と似ており、全体的に傷んでいる。

資料1-4

令和5年度文化財活用事業



平沢官衙遺跡万灯夏祭り
(8/19)



小田城秋の陣(10/21)
スポーツ鬼ごっこ風景



ちびっ子博士連携 夏休
み体験(8/2)
拓本作成風景

三村山不殺生界碑について

つくば市教育局文化財課

- 1 名称・員数 みむらさんふせつしょうかいひ
三村山不殺生界碑・1基
- 2 種 別 有形文化財（工芸品）
- 3 所 在 地 つくば市小田 3128 番
- 4 所 有 者 個人
- 5 概 要
 - ・ 高さ 1.5m、幅 1.3m、厚さ 0.13m で、筑波変成岩で造られている。
 - ・ 現在は小田集落内に所在しているが、当初は宝篋山麓にあり、運ばれたと推測される。
 - ・ 「建長五年 癸丑／三村山／不殺生界／九月十一日」の銘文があり、鎌倉時代中期の建長五年(1253)に製作された板碑とわかる。
 - ・ 三村山極楽寺を拠点として関東に大きな影響を与えた、西大寺の高僧である忍性が、不殺生界を定めて寺域の整備したことを裏付けている。
 - ・ 現在は雨除けの屋根がかけられているが、風雨による経年劣化により表面が剥がれ落ちやすくなっており、次世代に継承していくには保護策が必要である。
- 6 指定について

以下の理由から、指定に相応しいと考えられる。

 - ・ 関東最古級とされる三村山極楽寺の石造物群の一つに数えられ、年号の刻まれた石造物としては市内最古、鎌倉時代の年号を有するものは市内唯一である。
 - ・ 忍性の活動を示す貴重な歴史資料である。
 - ・ 小田地区の鎌倉時代の石造物のうち、石造宝篋印塔・石造地藏菩薩立像・石造灯籠は県指定、石造五輪塔は市指定である。また、土浦市所在で建長五年の銘を持つ東城寺結界石は県指定である。これらの石造物と重要性を比較した場合や、他の市指定の板碑と比較しても遜色はない。

写真



三村山不殺生界碑 石碑・覆屋



三村山不殺生界碑全景



三村山不殺生界碑拓本

一 三村山不殺生界碑

黒雲母片岩 高一四八・五cm 幅一二九cm 厚一三cm

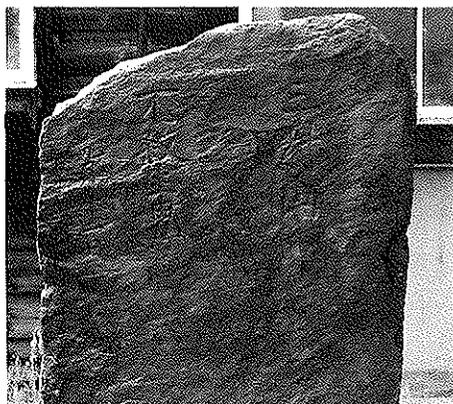
所在地 小田三二二八番地
所有者 三村信

建長五年癸丑

三村山

不殺生界

九月十一日



小田にはもと三村山清冷院極楽寺という寺があった。本碑はこの寺の周辺一帯の山谷原野を、殺生禁断の地として定めた時の榜示碑である。

中央に二行にわたって雄勁な書体で「三村山」「不殺生界」と大書し、両脇にやや小さく「建長五年癸丑」「九月十一日」と年紀を刻する。殺字・界字共に異体字であり、干支も異体字である。「三村山」の三字は行書体に書し、他は楷書体である。これらの文字は一々の筆画の序次を示して刻されている。この刻法は東大寺の勅額「金光

明四天王之寺」や唐招提寺・海龍王寺勅額などに見える、奈良時代以来の伝統的書法である。

三村山極楽寺の不殺生界碑は三基現存する。本碑は三基の中でもとりわけ大きく堂々としている。地元の人の一説には、もと小字常願寺地内の通称嘉左衛門清水に在ったと伝える。「性公大徳譜」に忍性の事蹟を列挙して、「六十三所ニ殺生ヲ禁ズ」とあり、ここがその一つであった。他の六十二ヶ所が大旨所在不明に帰している現在、本碑が現存する意義は少しとしない。

無住の『雑談集』に「常州三村山ハ坂東ノ律院ノ根本トシテ本寺也。故良観上人（忍性のこと）結界シ、コトニ殺生禁断、昔ヨリモ、キビシク侍シ事、東条ト云所ノ狐ネ共具シテ、聞及テ来ルヨシ」とある。忍性の殺生禁断の感化が獣類に及んだことを伝える物語である。

極楽寺の草創は不明であるが、土浦市等覚寺に遺存する小田氏初代知家寄進の旧極楽寺鐘には、建永（一二〇六―一二〇七）の年号があり、少くともこれより以前に存在したことは明らかである。

建長四年（一二五二）に奈良西大寺の僧忍性は極楽寺に着き、以来十年間この地に止住して、律宗の興法利生に努めた。忍性の略年譜ともいふべき「性公大徳譜」によれば、十二月四日に極楽寺に到着した忍性に対し「院主、徳二帰シ、律院トナス」、その人徳を慕って、寺を律宗宣布の道場とすることを許したという。しかし小田在住の間の事蹟については、何ら触れるところがない。

これを補うものが本碑であり、またその外に土浦市般若寺・新治

村東城寺に残る結界石や極樂寺出土の遺瓦がある。

般若寺の結界石は二基あり、その一基の表に「大界外相」と刻し、背面に「建長五年癸丑七月二十九日」と年紀を刻する。東城寺の結界石は五基残存し、その一基に同じく「大界外相」と刻し、両側に「建長五年癸丑」「九月二十九日」とある。



東城寺結界石



般若寺結界石

極樂寺址からは様々な瓦が出土するが、平瓦の凸面に「三村山清冷院」「常州極樂寺 正嘉二年^{戊戌}」と押型の文字のあるものがある。

これらによって忍性は、建長五年（一二五三）の七月二十九日先ず般若寺において結界し、次いで九月十一日に極樂寺において殺生を禁断、さらに九月二十九日東城寺において結界したことが知られる。

止住六年後の正嘉二年（一二五八）には、ようやく機運が熟したのか、いよいよ極樂寺の再営に着手する。この年の押型文字瓦が出土することは、堂舎の造営が行われた証左である。また、現に小田長久寺にある石造灯籠がこの頃製作されて、新當成った極樂寺の室前に安置されたであろうこと、既に『筑波の文化財』工芸篇に記したところである。

弘長元年（一二六一）に忍性は鎌倉に移る。しかしその後も鎌倉とこの地とをしばしば来往したことは『関東往還記』や『極樂律寺

要文録』所収の極樂寺縁起（ここにいう極樂寺は鎌倉の極樂寺のこと）からうかがわれ、また『性公大徳譜』には弘安元年（一二七八）真壁町椎尾の山頂に宝塔を建立したとある。そうした忍性の指導と影響のもとに、小田の地には石造地藏菩薩立像（^{正嘉二年}）や宝篋印塔が作られ、忍性没後には大五輪塔が建立されたのであった（小田に残るこれらの遺品については『筑波の文化財』彫刻篇・工芸篇を参照）。

ところで本碑は従来「結界石」と称されてきた。結界には女人結界などの使用例もあり、広義には禁断の地や聖域を画するという意味で、不殺生界も結界の一例であることは確かである。しかし、律宗においては結界の意味が厳密に守られていた。

『四分律刪繁補闕行事鈔』によれば、受戒や布薩を行うためには淨域を画することが必要とされ、これが結界である。受戒の際には最内奥に戒場があつて、これを限るのが「戒場外相自然界内相」である。中間が「自然界外大界内相」といわれ、最外が「大界外相」である。戒場はこれら三重に結界されるが、布薩の際には大界外相の結界がなされる。

布薩というのはインドの仏教々団に起つた定期集会で、月に二回、半月ごとに同一地域の僧尼が会し、罪を懺悔し、戒を守ることを誓う集いである。インドではこれを十五日（白月）と三十日（黒月）に行つた。日本では十四・十五日と二十九・三十日に行われた。

叡尊の『感身学正記』によれば、暦仁元年（一二三八）十月廿八日結界、翌廿九日四分布薩、卅日梵網布薩。これが叡尊の西大寺における初めての布薩であつた。また白月の例では建長六年（一二五

四)三月に河内の真福寺で布薩を行う。この時は十三日結界、十四日四分布薩、十五日梵網布薩とある。

従って土浦市般若寺・新治村東城寺の「大界外相」碑が、布薩を行うための結界を標示する標石であることは明らかである。たゞそれが「七月二十九日」あるいは「九月二十九日」とあるのは、忍性による布薩が翌三十日に行われたためだろうか。

この結界は、かならずしも寺院の塀・牆・塁・垣内に限られぬが(その具体的例に金沢称名寺の元亨三年結界図がある)、おおよそ寺域の範囲に限定される。これに対し不殺生界は「山川池沢郷莊村邑」(『興正菩薩行実年譜』参照)を限るものであり、その趣意はもとより、範囲もまた異なるものである。

最後に本碑の書体及び文字の布置に対する疑義について触れておきたい。何故三村山の三字のみ行書体なのか。しかも村字の第一画・第二画や、山字の第一画の筆力はいかにも弱々しい。また「建長五年丑」と「三村山」の行間隔が「不殺生界」と「九月十一日」の行間隔と異り、「建長五年」の建字が「九月十一日」の九字より一字分上に出るなど、文字の配置が些か杜撰である。この点については碑文字を刻する際の「写し」の存在を予想させるのである。

○参考

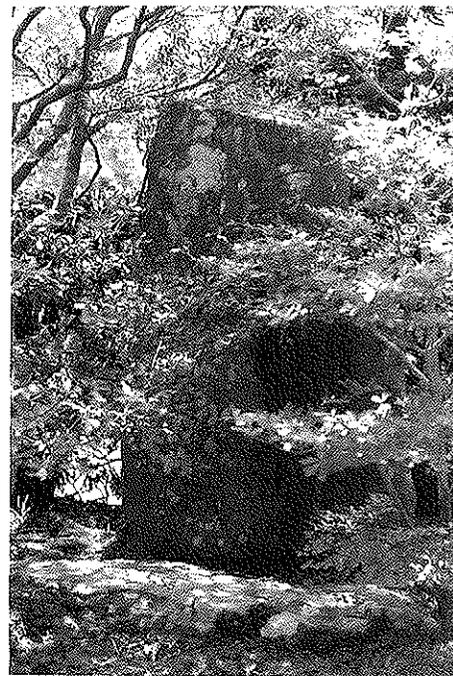
高井悌三郎「常陸小田三村山結界石」(『史迹と美術』二八三号)

高井悌三郎「常陸東城寺般若寺結界石」(『史迹と美術』三二七号)

二 三村山不殺生界碑

黒雲母片岩 高二二六cm 幅八七・三cm 厚三九cm

所在地 小田二七一五番地
所有者 小泉新



三村山

不殺生界

前掲の不殺生界碑と同じく、本碑も極楽寺周辺に建てられていたと思われる同趣旨の碑である。

筑波の文化財 板碑篇・補遺篇

平成3年発行

発行者 つくば市長 倉田 弘

発行所 つくば市教育委員会

茨城県つくば市金田1979

電話0298(57)3131

印刷所 株式会社 イセブ

茨城県つくば市北条31

電話0298(51)2515

立野大師堂石仏群について

つくば市教育局文化財課

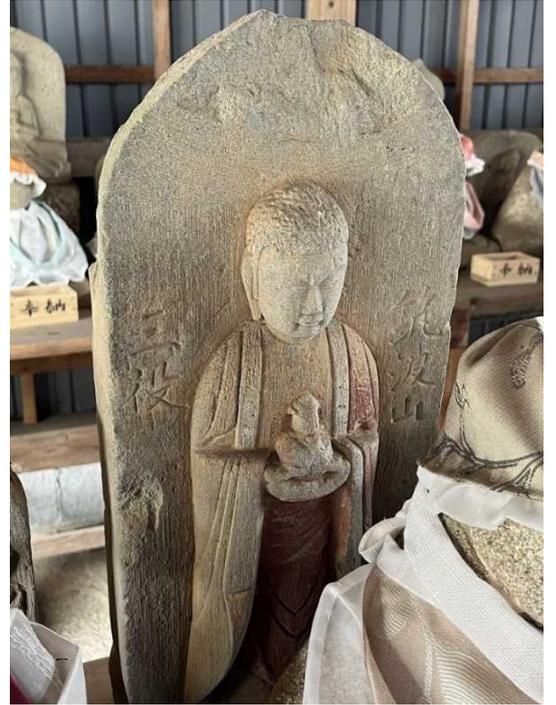
- 1 名称・員数 たてのだいしどうせきぶつぐん
立野大師堂石仏群・175 軀
- 2 種 別 有形民俗文化財
- 3 所 在 地 つくば市臼井 1667 番 1
- 4 所 有 者 立野区
- 5 概 要
 - ・ つくば市臼井の立野地区に所在している「大師堂」に納められた、江戸時代後期から明治時代の弘法大師像 87 軀、如来・菩薩・明王像 88 軀で構成される。
 - ・ 伝承では、天保 3 年(1832)に立野の皆川重兵衛が、四国八十八ヶ所霊場の霊山寺から持ち帰った土で土地を清めて弘法大師像を安置したことに始まり、地域の大師講の信仰対象となったとされる。
 - ・ 大正 2 年(1913)には、「新四国八十八ヶ所弘法大師尊霊場」として筑波山南麓に巡拝経路を整備し大師像を分散配置したが、その後、大師堂に収められた。
 - ・ 群を構成する石仏には、真壁や上ノ室などやや遠方の地名が刻まれたものを含んでいる。
 - ・ 現在、大師堂と石仏は立野区会が所管。地元住民で構成される「橘会」が、弘法大師の月命日である 21 日に集まり石仏の袈裟を作るなどの行事や、日常的な維持管理を行っている。
 - ・ 立野区会では、石仏群が持つ地区の歴史を示す文化財としての重要性が広く知られ、次世代に継承されていくことを期待している。
- 6 認定について

以下の理由から、認定が相応しいと考える。

 - ・ 江戸時代後期から明治時代にかけて製作されたものである。
 - ・ 立野集落で盛んであった大師講を象徴しており、現在でも地区住民による活動の対象となっている。
 - ・ 石仏 175 軀が堂内に整然と並んでいる状況は、市内でも珍しい。
 - ・ 現在に至る経緯が明らかで、地域の歴史を物語る資料となっている。
 - ・ 文化財として広く認識されることで継承を図っていくという、制度の趣旨に合っている。



大師堂外観

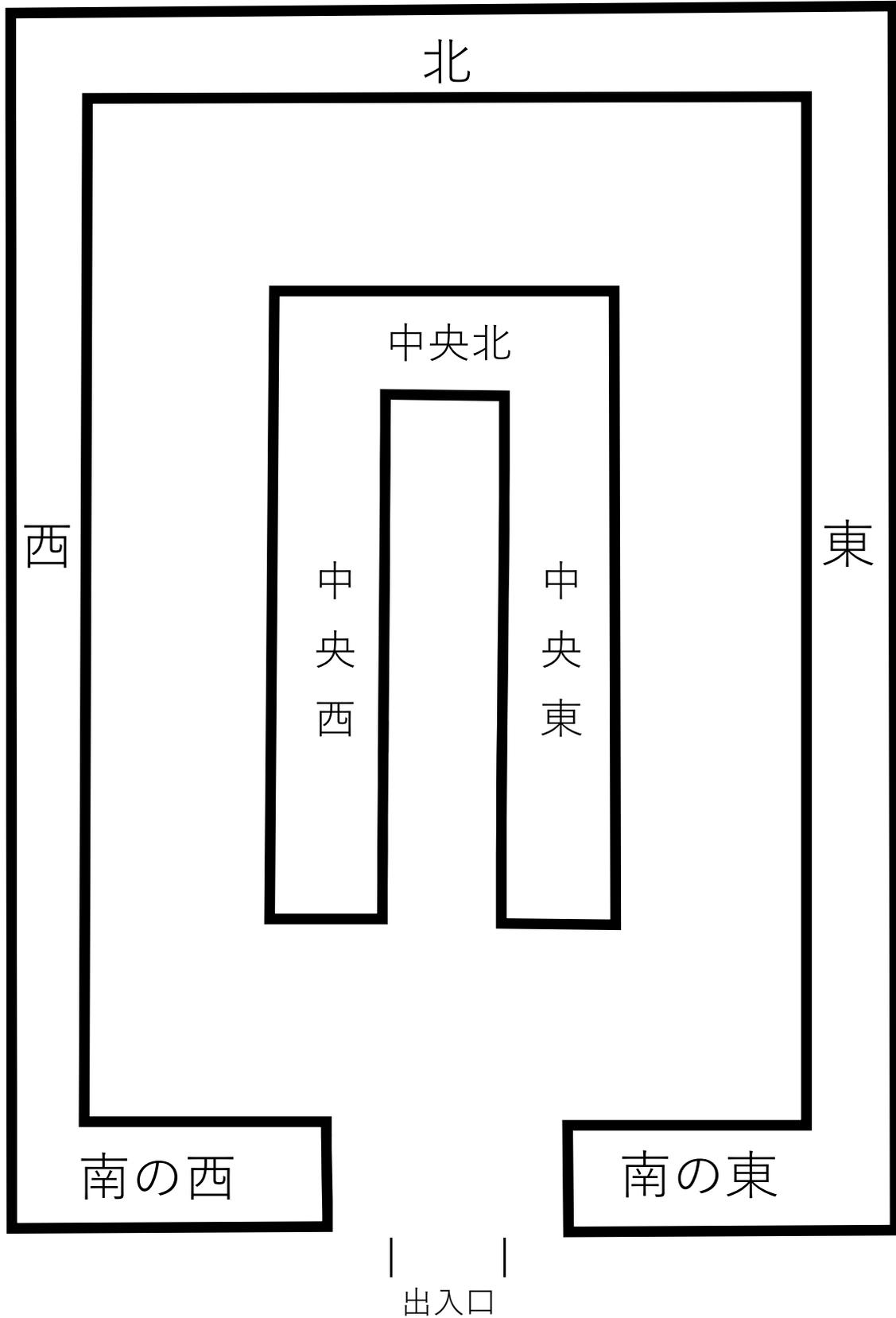


筑波山三役の石像



大師堂入口正面の石仏群

立野大師堂内概略図



立野大師堂石仏群 目録

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
1	南の西	32*27*15	弘法大師坐像		
2	南の西	49*24*14	薬師如来立像	北条新町 市村仙右エ門	
3	南の西	31*27*12	弘法大師坐像		
4	南の西	35*26*15	虚空蔵菩薩立像	北条横町講中 宮町 世話人 菅澤安兵エ	
5	南の西	30*25*13	弘法大師坐像		
6	南の西	38*24*12	千手観音菩薩坐像	當所 皆川茂右エ門	
7	南の西	35*25*13	弘法大師坐像		
8	南の西	33*23*13	阿弥陀如来坐像	勇岳猛榮清信士 真壁中根 酒寄与右エ門	
9	西	32*25*14	弘法大師坐像		
10	西	35*23*13	阿弥陀如来坐像	沼田村 鈴木藤右エ門	
11	西	34*22*15	薬師如来坐像	沼田村 飯村茂大夫	
12	西	33*26*15	弘法大師坐像		
13	西	33*23*13	阿弥陀如来坐像	北条横町 大里忠兵エ	
14	西	29*26*13	弘法大師坐像		顔破損
15	西	35*24*12	十一面観音菩薩坐像	北条中町 上下講中	
16	西	34*23*11	弘法大師坐像		
17	西	31*25*12	弘法大師坐像		
18	西	30*26*15	弘法大師坐像		

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
19	西	34*25*10	大日如来坐像	筑波横道 渡辺勘四郎	台座「八十八番 …」
20	西	33*27*12	弘法大師坐像		
21	西	34*22*11	准胝観音菩薩坐像	臼井村 助川安兵エ	
22	西	32*27*14	弘法大師坐像		
23	西	34*23*11	大日如来坐像	臼井村 助川三郎兵エ	
24	西	31*26*12	弘法大師坐像		
25	西	34*22*13	薬師如来坐像	六所 長戸平治 森田嘉十	
26	西	33*27*12	弘法大師坐像		
27	西	53*23*14	不明	北条中町 野澤長吉 忠介	
28	西	31*32*13	弘法大師坐像	助川茂三郎	
29	西	34*21*14	薬師如来坐像	北条中町 上下講中	
30	西	33*29*15	弘法大師坐像		
31	西	33*24*12	聖観音菩薩坐像	當所 菊地清兵エ	
32	西	36*21*14	弘法大師坐像		
33	西	35*25*12	十一面観音菩薩坐像	□與次	
34	西	33*26*15	弘法大師坐像		
35	西	35*24*14	准胝観音菩薩坐像	六所 堤左近	
36	西	36*26*13	弘法大師坐像		
37	西	34*22*13	薬師如来坐像	當所 菊地六郎兵エ	

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
38	西	33*26*13	弘法大師坐像		
39	西	34*22*14	十一面観音菩薩坐像	當所 助川喜左衛門	
40	西	34*24*15	弘法大師坐像		
41	西	35*23*14	聖観音菩薩立像	當所 吉江作右工門	台座「八十七番 七月十八日 吉江 作右工門」 (25*33*20)
42	西	31*27*14	弘法大師坐像		
43	西	35*24*15	阿弥陀如来坐像	當所 菊地六郎兵工	
44	北	24*24*14	弘法大師坐像		
45	北	23*28*14	弘法大師坐像		
46	北	34*23*14	准胝観音菩薩坐像	上ノ室村 岡田茂左工門	
47	北	33*25*15	弘法大師坐像		
48	北	37*24*10	准胝観音菩薩坐像	六所 稲葉定右工門	
49	北	31*26*13	弘法大師坐像		
50	北	35*21*14	薬師如来坐像	北条新町 矢島菊五郎	
51	北	32*26*14	弘法大師坐像		
52	北	34*23*13	薬師如来坐像	當所 菊地甚左工門	
53	北	32*26*14	弘法大師坐像		
54	北	35*23*15	薬師如来坐像	當所 菊地與次兵工	
55	北	31*27*13	弘法大師坐像		
56	北	35*24*16	准胝観音菩薩坐像	大嶋村 鈴木喜兵工	
57	北	22*25*12	弘法大師坐像		
58	北	35*22*15	薬師如来坐像	當所 吉江津右工門	

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
59	北	33*25*13	弘法大師坐像		台座「七十四番 吉江津右エ門 當 所」(20*31*25)
60	北	41*33*19	弘法大師坐像		台座「三十九番 當所 皆川重兵 エ」(29*27*17)
61	北	66*17*17	不動明王立像	筑波東町 杉田伊右エ門	台座「土畷(州) 正龍寺」
62	北	35*32*20	弘法大師坐像		
63	北	33*23*14	釈迦如来坐像	當所 吉江茂太夫	台座「七十三番 當所 吉江茂大 夫」
64	北	32*27*19	弘法大師坐像		
65	北	34*23*14	大日如来立坐像	當所 助川長左衛門	台座「大曾根 若 森 助川」 (20*30*21)
66	北	34*26*13	弘法大師坐像		
67	北	36*24*14	薬師如来坐像	當所 菊地六郎兵エ	
68	北	33*27*16	弘法大師坐像		
69	北	25*22*15	薬師如来坐像	小田西町 大熊加右エ門 山口村 清水新左エ門	
70	北	32*27*13	弘法大師坐像		
71	北	35*22*12	薬師如来坐像	六所 廣瀬五郎兵エ	
72	北	35*23*14	弘法大師坐像		
73	北	52*24*15	不動明王立像	神郡村 富田喜右衛門	
74	北	31*26*15	弘法大師坐像		
75	北	48*24*13	地藏菩薩立像	神郡村 桜井松兵エ	
76	東	36*24*15	弘法大師坐像		

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
77	東	33*23*12	千手観音坐像	菊地與次兵衛	
78	東	35*23*15	薬師如来坐像	北条新町 矢嶋菊五郎	
79	東	33*31*19	弘法大師坐像		
80	東	29*28*12	不明		破損甚大
81	東	29*26*14	弘法大師坐像		
82	東	34*24*12	十一面観音菩薩坐像	六所 忝(松)崎平兵エ	
83	東	33*26*15	弘法大師坐像		
84	東	36*23*13	阿弥陀如来坐像	當所 皆川由右エ門	台座「六十番 當所 皆川由右エ門」(23*29*25)
85	東	25*26*13	弘法大師坐像		
86	東	36*23*15	虚空蔵菩薩坐像	□所 □川	
87	東	29*27*12	弘法大師坐像		
88	東	34*20*15	薬師如来坐像	六所 稲葉國次郎	
89	東	32*27*13	弘法大師坐像		
90	東	34*21*13	地藏菩薩坐像	六所 稲葉國次郎	
91	東	33*28*16	弘法大師坐像		
92	東	25*23*14	薬師如来坐像	沼田村 飯村久左エ門	
93	東	30*27*14	弘法大師坐像		
94	東	33*24*15	阿弥陀如来坐像	當所 菊地與治兵エ	

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
95	東	33*27*14	弘法大師坐像		
96	東	35*21*15	薬師如来坐像		
97	東	33*29*14	弘法大師坐像		
98	東	34*21*13	大日如来坐像	當所 菊地六郎兵エ	台座「六十八番 当初 菊地六郎兵エ」 (25*34*21)
99	東	31*26*15	弘法大師坐像		
100	東	35*23*15	阿弥陀如来坐像	山田村 新蔵	
101	東	33*26*14	弘法大師坐像		
102	東	35*24*15	阿弥陀如来坐像	北条仲町 野澤惣兵エ	
103	東	34*25*14	弘法大師坐像		
104	東	33*22*14	不明	小田町 島崎茂十郎	顔破損
105	東	38*32*17	弘法大師坐像		
106	東	35*23*14	虚空蔵菩薩立像	六所 森田弥左エ門	台座有り、銘不明 (23*28*26)
107	東	33*27*16	弘法大師坐像	福王寺村 坂入市右エ門	
108	東	35*23*15	釈迦如来坐像	白井村 助川庄右エ門	台座有り、銘不明 (23*28*26)
109	東	37*34*18	弘法大師坐像		
110	東	33*24*15	地藏菩薩坐像		
111	東	34*27*15	弘法大師坐像		
112	東	35*23*15	釈迦如来坐像	中菅間村 青木庄左エ門	
113	東	32*28*14	地藏菩薩坐像		

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
114	東	34*21*15	阿弥陀如来坐像	沼田村 鈴木しみ	
115	東	31*28*15	弘法大師坐像		
116	東	34*13*14	薬師如来坐像	當所 菊地市右エ門	
117	東	26*23*13	弘法大師坐像		顔破損
118	南の東	46*22*14	弘法大師坐像	皆川利三郎 明治廿九年 七月廿一日	
119	南の東	38*31*19	弘法大師坐像		
120	南の東	34*24*15	大日如来坐像	筑波町 暁鐘房海善	
121	南の東	32*22*14	不動明王坐像	北条新田 谷田部五平次	
122	南の東	31*25*13	弘法大師坐像		顔破損
123	南の東	31*25*13	馬頭観世音	筑波町 求聞持	
124	南の東	31*26*15	弘法大師坐像		
125	南の東	35*24*16	薬師如来坐像	水守村 平塚佐五右エ門	
126	中央西	42*33*18	弘法大師坐像	當所 皆川七蔵	
127	中央西	35*19*13	千手観音坐像	筑波町 河内屋弥助	
128	中央西	40*24*17	弘法大師坐像	助川傳右エ門	
129	中央西	55*23*13	薬師如来立像	筑波山三役	
130	中央西	34*32*26	弘法大師坐像		
131	中央西	36*24*14	十一面観音菩薩坐像	神郡下□□中 飯田武兵エ	
132	中央西	32*26*14	弘法大師坐像		

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
133	中央西	36*24*12	大日如来坐像	當所 菊地六郎兵エ	
134	中央西	32*32*19	弘法大師坐像		
135	中央西	34*23*13	十一面観音菩薩坐像	神郡村 櫻井いさ 櫻井じん 飯田きの	
136	中央西	31*25*16	弘法大師坐像		
137	中央西	33*22*12	阿弥陀如来坐像	神郡村 石井安兵エ	
138	中央西	32*28*17	弘法大師坐像		
139	中央西	31*23*15	薬師如来坐像	東坪 女人講中	
140	中央西	34*22*15	弘法大師坐像		
141	中央西	34*22*14	薬師如来立像	平澤村 五人講中	
142	中央西	51*23*14	不明 (毘沙門天か)	沼田村 助川仙治郎	
143	中央西	32*26*14	弘法大師坐像		
144	中央西	33*22*11	地藏菩薩立像	當所 吉江六右エ門	
145	中央西	37*30*16	弘法大師坐像		
146	中央西	33*23*12	大日如来坐像	白井村 助川庄右エ門	
147	中央北	31*28*14	弘法大師坐像		
148	中央北	45*24*14	阿弥陀如来立像	小野 小神野弥兵エ	
149	中央北	32*27*14	弘法大師坐像		
150	中央北	67*26*15	阿弥陀如来立像	當院住信	當院は医王院のことか
151	中央北	53*21*13	薬師如来坐像	當所	

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
152	中央北	30*23*14	弘法大師坐像		
153	中央北	53*24*13	阿弥陀如来立像	北条中町 深谷久左エ門	
154	中央北	52*23*14	千手観音菩薩坐像	北条横町 山口武左衛門	
155	中央東	32*25*13	弘法大師坐像		
156	中央東	34*21*13	聖観音菩薩立像	臼井村 勝村増蔵	
157	中央東	32*25*13	弘法大師坐像		
158	中央東	33*23*13	十一面観音菩薩坐像	菊地與次兵エ	
159	中央東	32*26*13	弘法大師坐像		
160	中央東	34*22*14	十一面観音菩薩坐像	中新田 中山九兵エ	
161	中央東	41*26*17	千手観音菩薩坐像	當所 皆川伊十郎	
162	中央東	34*31*18	弘法大師坐像		
163	中央東	34*22*13	准胝観音菩薩坐像	筑波町 大勇	
164	中央東	32*26*14	弘法大師坐像		
165	中央東	33*22*14	十一面観音菩薩坐像	當所 皆川與左エ門	
166	中央東	34*26*17	弘法大師坐像		
167	中央東	33*23*14	薬師如来坐像	臼井村 勝村七左衛門	
168	中央東	35*25*15	弘法大師坐像		
169	中央東	34*21*13	十一面観音菩薩坐像	沼田村 飯村治兵エ妻	
170	中央東	35*25*14	弘法大師坐像		

番号	位置	寸法 (総高*横*奥行)	仏像の種類	銘文	その他
171	中央東	25*22*14	阿弥陀如来坐像	當所 菊地六郎兵エ	
172	中央東	35*25*14	弘法大師坐像		破損甚大
173	中央東	35*23*14	准胝観音菩薩坐像	沼田村 鈴木治郎兵エ	
174	中央東	31*27*14	弘法大師坐像		
175	中央東	34*23*14	釈迦如来坐像	北条中町 松木半兵エ	

会 議 録

会議の名称		令和5年度第3回文化財保護審議会		
開催日時		2024年3月7日 午前10時00分 開会 正午 閉会		
開催場所		つくば市出土文化財管理センター		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	委員	藤川会長、田中副会長、徳丸委員、杉原委員、岡野委員、大関委員、川田委員、毛塚委員、宗田委員、黒江委員		
	その他			
	事務局	石橋文化財課長、中川文化財課長補佐、広瀬活用係長、五十嵐保存係主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	なし
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 令和5年度主要事業の実績報告について (2) 令和6年度事業予定について (3) 平沢官衙遺跡再整備工事について (4) 現地視察		
会議録署名人		確定年月日	年	月 日
会議次第	1	開会		
	2	挨拶		
	3	議事 (1) 令和5年度主要事業の実績報告について (2) 令和6年度事業予定について (3) 平沢官衙遺跡再整備工事について (4) 現地視察		
	4	その他		
	5	閉会		

< 審議内容 >

(1) 令和5年度主要事業の実績報告について

事務局：【資料に基づき説明】

宗田委員： 前回の審議会でお話しした北条中台一号墳について、早速ご対応いただきありがとうございます。行かれる方も増えるかと思えますし、大変うれしく思います。

岡野委員： 市史編纂事業で、前々から課題になっているかと思いますが、通史編についての状況はどうなっていますか。

事務局（石橋）： まだ予定は立っておらず、すぐ取り掛かれる状況ではありません。

藤川会長： 大事なことかと思いますが、なんとなく先延ばしにしていると、永遠に先延ばしになってしまう気がします。

岡野委員： 専門委員会を組織して調査して、となればかなりの期間がかかるかと思いますが、旧町村史をもとにすれば、取り掛かりやすいのではないのでしょうか。

会長： ほかにはいかがでしょうか。

田中委員： 開発対応等が大変で、それに追われているような印象を受けます。文化財行政としてどこを目指すかというのを、忙しいなかかと思いますが、明確にしていく必要があるかと思えます。でないと、日々の業務に追われるなかで1年、2年と経ってしまうのではないのでしょうか。将来像のようなものを、もう少し一般市民に示していただければと思います。

事務局（石橋）： 目先の業務に追われている、というのは本当にその通りで、反省しなければいけないと思います。一方で、文化財保存活用計画を作って、後半に入ってきているような状況です。そのなかで着手できていない課題はあるのですが、施設の在り方の整理や、あとは、「新しい文化財」

についての考え方の整理ですとか、保存活用計画の更新に向けて、国の認定を受ける地域計画とするかなど、議論を始めていく必要があると考えています。

藤川会長： ほかにはいかがでしょうか。よろしければ、事務局から活用事業について報告をお願いします。

事務局： 【資料に基づき説明】

毛塚委員： 前回の審議会でも申しましたが、学校教員への研修はぜひ継続して実施していただきたいと思います。それから、文化財展示施設の来館者数について、出土文化財管理センターが飛躍的に伸びているのですが、これはどのような要因でしょうか。

事務局（石橋）： ちびっ子博士の対象施設になったためです。

毛塚委員： 平沢官衙遺跡に3万人近い人が来ているので、それをもう少し出土文化財管理センターまで引っ張ってくることはできないでしょうか。

事務局（石橋）： 平日であれば案内して来てもらうことはできるのですが、もともと施設としては「整理と保管」のための場所で、そこに展示室が付随しているような形になっています。土日に職員がいない施設なので、土日に案内するのが難しい状況にあります。

岡野委員： そのような性質の施設であれば、もともとの見学者数を指標としている表に載せるのは馴染まないのではないのでしょうか。

事務局： そこは書き方について工夫したいと思います。

杉原委員： 文化財展示施設の一覧に、新たにオープンしたジオミュージアムは載せないのでしょうか。

事務局： 展示品については文化財課の管轄になりますが、施設としての来館者数のカウントはジオパーク室側で行うものとして認識しています。

杉原委員： ジオミュージアムには多くの来館者があるので、ここと繋げていければいいなと思います。

事務局（石橋）： ちなみにジオミュージアムはどれくらいの来館者数があるのでしょうか。

杉原委員： 合計は把握していませんが、土日は1日に100から150名ほどの来館があるそうです。

事務局（広瀬）： こちらでの報告が漏れてしまったのですが、新たに開館した筑波山ゲートパークのなかのジオミュージアムの1室に、文化財展示ギャラリーとして展示を組ませてもらっています。主にジオに関連するものを選んで展示しているのですが、そのなかで小田城や平沢も併せて紹介している状況です。機会があればぜひ見に行っていたいただければと思います。

田中委員： それは、報告のなかでも1項目入れるべきものかと思います。

事務局： 決算の時に正式な事業報告が出ますので、そこで追加させていただきます。

会長： ほかにはよろしいでしょうか。では、事務局から令和6年度の事業予定について報告をお願いします。

（2）令和6年度事業予定について

事務局： 【資料に基づき説明】

大関委員： 各種文化財基本調査事業について、指定にあたっては様々な話が教育委員会に来るかと思うのですが、例えば県指定になるにはまずは市指定に、というハードルがあるかと思います。教育委員会に話が最初に来たときは、最初に市認定地域文化財に行くのか、市指定の候補になっていくのか、そのあたりは窓口・電話等ではどのように説明しているのでしょうか。

事務局（石橋）： 認定制度と指定制度はそもそも性質が違うものになっています。補助と厳しい規制で保存していく指定制度と、文化財として認めることで自発的な保存の機運の高まりを促す認定制度、という違いがありま

す。指定の難点としては厳しい規制というところがありますし、無尽蔵に増やしてそれを市で面倒を見るのかということ、それも違くだらうというのもあります。なので、まずは制度の違いを案内しています。そこで所有者さんが何を望んでいるのか聞いたうえで、指定で検討するのか等を相談することになります。明らかに指定に向かないものについては事務局の段階で難しいと思う旨を伝えていますが、まずこのような説明を所有者さんに聞いて、選んでもらうという流れで対応しています。

黒江委員： 修理必要物件の調査についてですが、この調査というのは、全ての物件をいったん見た上で修理する必要があるか調査するのでしょうか。

事務局（石橋）： 悉皆的な調査というよりも、台風や地震で現に壊れてしまったものの応急的な調査で、その年内には無理であっても翌年度、翌々年度に修理していくための調査になります。

黒江委員： 何年も確認してなくて、どのような状態になっているか分からない物件もいくつかあるかと思うのですが、声が上がらないと直せないという状況はちょっと怖いかなと思います。所有者さんが、ちょっと壊れてるなと思って、その辺の適当な接着剤などで修理してしまう事態なども危惧されますので、一度全てをざっと見ておいたほうが良いのではないかと思います。台風や地震となると建造物などが中心になるかと思うのですが、今回の調査は、小さい有形文化財、例えば屏風、掛け軸、卷子などは対象になってくるのでしょうか。

事務局（石橋）： 状況の確認という意味では含まれていません。状況の確認をどういう風にやっていくか、保存活用計画を作るときも課題となっていたのですが、文化財課だけで見切れない分を、ボランティアを含めて定期的な巡回をできないかという話がありました。そこで文化財サポーター事業のなかでボランティアを養成し、数も増えてきたのですが、ボランティアの要綱は展示施設の解説のためのものになっているのですよね。それを

準用して、石造物の調査や発掘調査のサポートに来てもらうなど、活動の幅も広がりつつあります。それに対してボランティアの方々も楽しんでやってもらえてるところもあるので、定期的にある展示施設解説を主で始めてきましたが、もう少し枠を広げて様々な活動に移っていく時期なのかなとも思います。すぐに全てを一斉に確認するというのは難しいので、やり方については検討していきたいと思います。

黒江委員： 今年度はここからここまで見ていこう、という形で回ることができればいいかなと思います。今回修理を予定している愛染明王像についても、見せてもらって状況が分かった上で修理するべきかどうかという話に展開することができました。やはり何年も開いてないというものも結構あるかと思いますが、考古や建造物など目立つものではあるのですが、しまい込んでいる小さな文化財についても調査するチャンスに預かれればと思います。

事務局（石橋）： 課題であるのは間違いないと思うので、検討していきたいと思います。

大関委員： 文化財の活用について、来年度の巡回企画展の候補などが現段階であればお聞かせください。

事務局（広瀬）： 企画展についてはだいたい当該年度になってから検討しているのですが、現段階では白紙の状態です。

大関委員： 案として聞いていただければと思うのですが、いま大河ドラマで「光る君へ」という紫式部を主人公としたものを行っています。源氏物語の中には筑波が出てきますので、平安時代にスポットを当ててみると良いのかなと思います。

事務局（石橋）： この時代は平将門の乱以降の常陸平氏の時代にあたり、堅穴住居が減ってきてライフスタイルの変わり目の時期にあたるわけですが、考古資料が非常に少ない時期でもあります。巡回企画展が埋蔵文化財

の活用の補助金を財源にやっているところもあって、埋蔵文化財を絡める必要があるという難しさもあります。まだ何も決まっていないので、ご提案も一つの案として考えていきます。

藤川会長： ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

徳丸委員： 民俗文化財の小田の大獅子について、石岡市柿岡の祇園の獅子であるとか、いくつかの地域との関連も認められるので、そういったところも含めてぜひ進めていただければと思います。やはりこういった目立つ民俗儀礼や祭礼に関して指定していくというのは一つのやり方かと思いますが、同時にお願いしたいのが、つくば市の総合的な民俗調査です。というのも戦中のご記憶をある程度持って戦後を生きられた方の年齢が 90 歳を超え、本当に最後のチャンスというところまで来ています。市史編纂の活動のなかで動きがあれば、できるだけ早く取り掛かってほしいなと思います。

事務局（石橋）： はい、ありがとうございます。

川田委員： 夏休み考古学体験教室について、参加者 15 名ということで、申込者がもっと多くいたのではないかと思います。これは回数を増やしたり人数を増やしたりはできるのでしょうか。

事務局（石橋）： 場所はここでやったのですが、場所の制約というのがあります。それから実物の土器を手にとって作業を教えながら進めていくので、教える人の人数というのもあります。そのため、1 回あたりの人数は増やせても、もう 5 人くらいになるかと思います。回数については、職員以外で教える人を増やせるのであれば、もう少し増やせる可能性もあります。

川田委員： 学校の立場から言うと、こういう体験は学校ではなかなかさせてあげられないので、できればもっと参加者、回数を増やす方向で実施していただけるとありがたいなと思います。

事務局（石橋課長）： 検討いたします。

藤川会長： 1点だけ私からお話します。毎回資料で報告される調査と保存、活用というのは、ある種ルーティンのような形でやっていくものかと思いますが、もう少し中長期的な展望や、それに向けた進捗管理ですとか、そういうものをどこかに盛り込むことはできないでしょうか。ここでいろいろ要望が出てきて、どこまで応えられるのか、応えられないのか、ということもありますし、さらに新しいことも出てくるかと思えます。個別の話だけではなく、例えば今後、保存活用計画を地域計画として国に上げていくことを考えていくのかなど、この審議会を中・長期的な方針について議論できる場にできればと思います。ちょっと現状は細かい内容の提案と報告に終始しているような気がします。

事務局（石橋）： 本来的には会長がおっしゃるとおり、保存活用計画をどう進行管理していくかという話になります。最初はチェック表のようなものを作って評価を審議会のなかで行っていくというのも提案したのですが、それを行うにはなかなか回数と時間が無いということで、評価は各事業の報告のなかで行っていく、ということに1回はなったかと思えます。

会長： 必ずしもチェックシートですとか、そういう形式的なことを言っているのではなく、例えば今後の市史をどうするのか、博物館をどう考えるのか、あるいは大きい国の計画のなかに、どのように入れ込んでいくのかなど、そういうことを常に忘れずに話し合ったほうが良いのではないかと、ということです。

事務局（石橋）： 毎回の審議会で議題のなかに入れておく、ということですよ。

藤川会長： せっかくこうして委員にお集まりいただいているので、この資料の1番の前に例えば0番として、最初の10分でも15分でもお話しできる時間を作るだけでも随分違うのではないかと思います。

事務局（石橋）： 議題として用意しておいて、そのための時間を審議会のな

かで取る、ということですね。できることかと思えます。

藤川会長： ぜひやってみてください。それでは、3番目の平沢官衙遺跡再整備計画をお願いします。

(3) 平沢官衙遺跡再整備工事について

事務局：【資料に基づき説明】

岡野委員： 国庫補助金が半額に減らされ、それを補うために起債を行いたいということでしょうか。

事務局（広瀬）： 来年度は国庫補助の対象外の部分、市の負担の分に起債を入れていくということで考えています。今年はできなかったのも、令和6年度事業で入れることとなります。

岡野委員： 工事期間が延びる可能性はあるのでしょうか。

事務局（石橋）： 屋根の修理ということもあり、工事期間は伸ばせません。そのため起債で弾力性をもたせるということもあります。

宗田委員： 葺き替えをして、何年くらい持つ予定なのでしょうか。

事務局（広瀬）： 現在葺いてあるものがだいたい20年くらいですが、これは、鳥が持って行ったり、差し茅をしなかつたりというなかで20年もった、ということです。今回は、鳥が茅を持って行かないように網を張ったり、差し茅も状況を見ながらやっていきたいと思っていますので、今後は25年、30年と維持できるようにしたいと考えています。

藤川会長： 最近は茅自体が劣化しているらしく、消耗も早くなっているという話も聞きます。長く維持できるための手立てを講じるのはとても良いことだと思いますが、あまり楽観視しないほうが良いかと思えます。

事務局（石橋）： あとはグシの竹が結構早く痛む、10年くらいしかもたないというのが分かってきましたので、10年後には足場を組んでグシを直して、ということが必要になります。グシが長持ちする竹以外の素材で出来ないか、というのも設計段階で検討しましたが、それはやはり難しいだろうと

ということで、10年での改修を覚悟した上で今回も竹を使用することになりました。

会長： 以上でよろしいでしょうか。では審議は以上としまして、次に現地視察に移ります。

事務局：ありがとうございました。

以上

令和5年度第3回つくば市文化財保護審議会

日時：令和6年（2024年）3月7日（木）

午前10時00分

会場：つくば市出土文化財管理センター

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 令和5年度主要事業の実績報告について

(2) 令和6年度事業予定について

(3) 平沢官衙遺跡再整備工事について

(4) 現地視察

4 その他

5 閉 会

令和 5 年度主要事業の実績報告について

※実績値は 2 月末現在見込。() 内数値は令和 4 年度実績

1 文化財の調査

(1) 各種文化財基本調査事業

- ・認定地域文化財「立野大師堂石仏群」の現況調査を文化財ボランティアの協力を得て実施

(2) 埋蔵文化財調査・保存事業

- ・開発等対応の試掘・確認調査 50 件(50 件)、本発掘調査 7 件(3 件)
民間調査機関による記録保存調整 4 件(3 件)
- ・遅れが生じている出土品への注記作業を民間委託

(3) 小田城跡確認調査事業

- ・国庫補助金減額の範囲で出土品保存処理を実施

(4) 市史編纂事業

- ・つくば市史史料集第 18 編『寺具陣屋日記』を刊行
- ・洞下古宇田家文書の目録作成を継続

2 文化財の保存

(1) 文化財保護審議会事業

- ・5/30、11/21、3/7 の 3 回開催(2 回)
- ・市指定有形文化財「三村山不殺生界碑」の指定について答申
- ・市認定地域文化財「立野大師堂石仏群」の認定について意見

(2) 市管理文化財維持管理事業

- ・指定文化財草刈り等
- ・市所管文化財の修繕 県指定文化財石造宝篋印塔修繕 1 件(0 件)
- ・説明板の設置及び修繕 北条中台 1 号墳の設置 1 件(2 件)

(3) 民有文化財補助事業

- ・国重要文化財大塚家住宅火災報知設備管理事業、県指定文化財吉沼八幡神社本殿屋根部分解体事業、市指定無形民俗文化財保存事業(百家竜水万灯)計 3 件(5 件)

(4) 小田城跡保存事業

- ・ B地区 1筆 195.03 m²を買収(D地区 772.51 m²)

3 文化財の活用

(1) 文化財展示講座等事業

- ・ 5/3・5/4 平沢官衙遺跡特別開扉
- ・ 7/22～8/31 ちびっ子博士事業 参加者約 4,500 人(約 4,000 人)
- ・ 8/2 夏休み考古学体験教室 参加者 15 人(初)
- ・ 8/9～9/20 初歩からはじめる古文書講座(初級編) 受講者 28 人(26 人)
- ・ 1/10～2/21 初歩からはじめる古文書講座(中級編) 受講者 28 人(初)
- ・ 8/19 平沢官衙遺跡万灯夏祭り 参加者約 700 人(約 500 人)
- ・ 9/16～11/25 ミニガイドツアー「小田氏と小田城跡を知ろう」 参加者 3 回計約 30 人(初)
- ・ 10/14～2/14 巡回企画展「発掘!!圏央道」来場者 1,590 人(2,469 人)
- ・ 11/18 体験講座「土器にさわろう!埋蔵文化財整理体験」参加者 23 人(22 人)
- ・ 12/23 講演会「茨城県における古墳時代の『豪族居館』」
(講師:谷仲俊雄氏) 参加者 80 人(82 人)
- ・ 10/21 小田城秋の陣 参加者約 1,300 人(約 1,000 人)
- ・ 10/28 平沢官衙遺跡ミニコンサート 参加者約 200 人(約 200 人)
- ・ 1/20 小田城冬の陣・どんど焼き 参加者約 3,500 人(約 2,600 人)
- ・ 1/29 平沢官衙遺跡芝文字と文化財防火訓練 参加者約 200 人(約 150 人)

(2) 学校での伝統文化教育支援事業

- ・ 8/8 市教育研究会社会科教育研究部と共催した市内学校教諭への研修講座参加者 42 人(R4 未実施)
- ・ 学校への解説 13 件(6 件)、出前授業 8 件(2 件)、オンライン授業 0 件(1 件)

(3) 文化財サポーター事業

- ・登録者数 30 人(30 人)
- ・7/12 ボランティア登録者対象の意見交換会 参加者 15 人(初)

(4) 文化財展示施設管理事業

- ・小田城跡歴史ひろば空調設備、平沢官衙遺跡歴史ひろばトイレ等の修繕や施設維持管理業務を実施
- ・小田城御城印 1 月末現在で 3 種計 1,352 枚販売 (1,377 枚)

文化財展示施設来館者数(R5 年度は 1 月末現在)

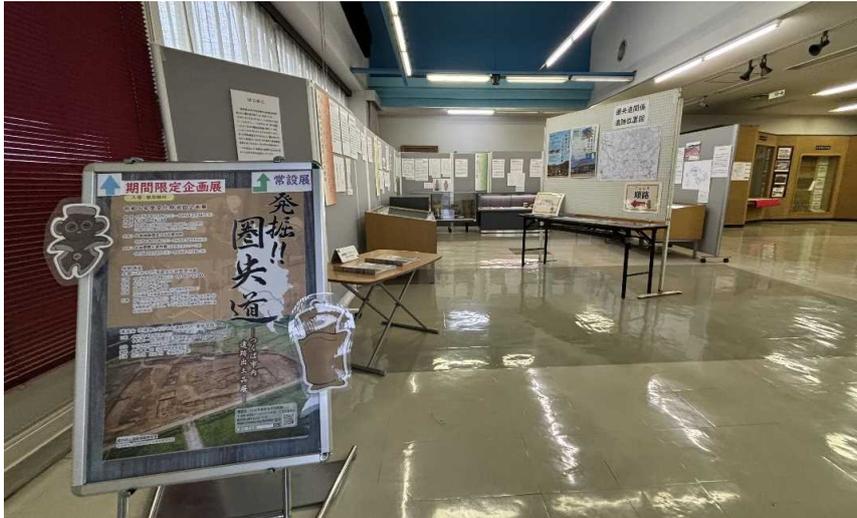
	単位	R5 年度	R4 年度	R3 年度	R2 年度	R1 年度
桜歴史民俗資料館	人	2,916	3,166	2,568	1,705	8,064
出土文化財管理センター	人	346	110	78	64	58
平沢官衙遺跡歴史ひろば	人	29,468	42,812	38,024	35,722	50,689
谷田部郷土資料館	人	1,575	1,731	813	505	3,948
小田城跡歴史ひろば	人	13,043	19,231	13,888	15,317	19,853

(5) 平沢官衙遺跡再整備事業

- ・再整備事業 3 年目。再整備工事に着手
- ・国庫補助金減額に伴い、土倉茅葺き屋根南面の改修を主体とする計画変更
- ・「平沢官衙遺跡再整備懇話会」を 2 回開催して進捗を確認
- ・2/4 に工事の一般公開、2/12 に筑波大学院生のワークショップ開催

資料1-2

令和5年度文化財活用事業



巡回企画展「発掘!! 圏央道」
(谷田部郷土資料館)
(10/14~2/14)



体験講座「土器にさわろう!
埋蔵文化財整理体験」
(11/18)



小田城冬の陣・どんど焼き
(1/20)

令和 6 年度事業の予定について

1 文化財の調査

- (1) 各種文化財基本調査事業
 - ・国登録・市指定等候補物件の調査
 - ・修理必要物件の調査
- (2) 埋蔵文化財調査・保存事業
 - ・各種開発等に伴う取扱事務・調査を体制強化して継続
- (3) 小田城跡確認調査事業
 - ・出土品保存処理業務を継続
- (4) 市史編纂事業
 - ・洞下村古宇田家文書の調査を研究機関へ委託

2 文化財の保存

- (1) 文化財保護審議会の開催
 - ・指定候補物件の検討等、3回開催予定
- (2) 市管理文化財維持管理事業
 - ・必要な維持管理業務を継続
- (3) 民有文化財補助事業
 - ・大塚家住宅火災報知器点検、民有文化財活動への補助
 - ・県指定文化財「愛染明王像」修理補助
- (4) 小田城跡保存事業
 - ・B地区2筆2,017 m²の買収

3 文化財の活用

- (1) 文化財展示講座等事業
 - ・巡回企画展と関連する講演会、体験学習会を秋期に開催。内容は未定
 - ・古文書講座を初級と中級に分け、初級を8月～9月に4回、中級を1月～2月に4回開催
 - ・その他、平沢官衙遺跡や小田城跡での催事を、見直しを加えながら実施

(2) 学校での伝統文化教育支援事業

- ・市教育研究会社会科研究部との共催により、教員を対象とした社会科研修・巡検会を予定
- ・生涯学習推進課が実施する「ちびっ子博士事業」に参加

(3) 文化財サポーター事業

- ・ボランティア養成講座・登録者等を対象とした研修会を開催

(4) 文化財展示施設管理事業

- ・必要な維持管理業務を継続

(5) 平沢官衙遺跡再整備事業

- ・令和3年度に基本計画・基本設計を策定し、令和4年度に復元建物実施設計、5年度から8年度に実物大復元建物の改修を主体とした再整備工事を実施
- ・4年目となる令和6年度は、土倉の茅葺き屋根・校倉の板葺き屋根等の再整備工事と、令和7年度以降に実施する柱表示等の造園的工事等の実施設計を予定
- ・進捗の遅れに対応するため起債を活用
- ・「史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会」に意見を聴きながら進行

平沢官衙遺跡再整備事業について

1 令和5年度再整事業

令和5年(2023年)度は、土倉屋根の葺替え工事を中心とした再整備工事と、来年度工事予定の校倉の材料購入を実施した。国庫補助金の減額査定に伴い、事業全体で当初予定の約半分の数量に縮小した。



修理前の茅屋根。雨漏りなどの原因になっていた。

2 令和5年度工事

土倉の茅屋根の葺替え工事。葺いてある茅を撤去し、小屋組みの竹を確認・交換して結び直し、使用できる茅は再利用しながら、新たな茅と合わせて葺き替えた。葺替え工事場所は南面全体と西面の半分とした。



修理中の屋根小屋組み。傷んだ竹を交換し結び直した。

3 応急措置工事

冬の強風により土倉棟部分の銅板が露出し、落下の危険があること、また北側で雨漏りがあったことから、これに対応する応急措置を行った。棟は銅板を切断して撤去して固定、雨漏りは茅やルーフィングを充填し、対応した。

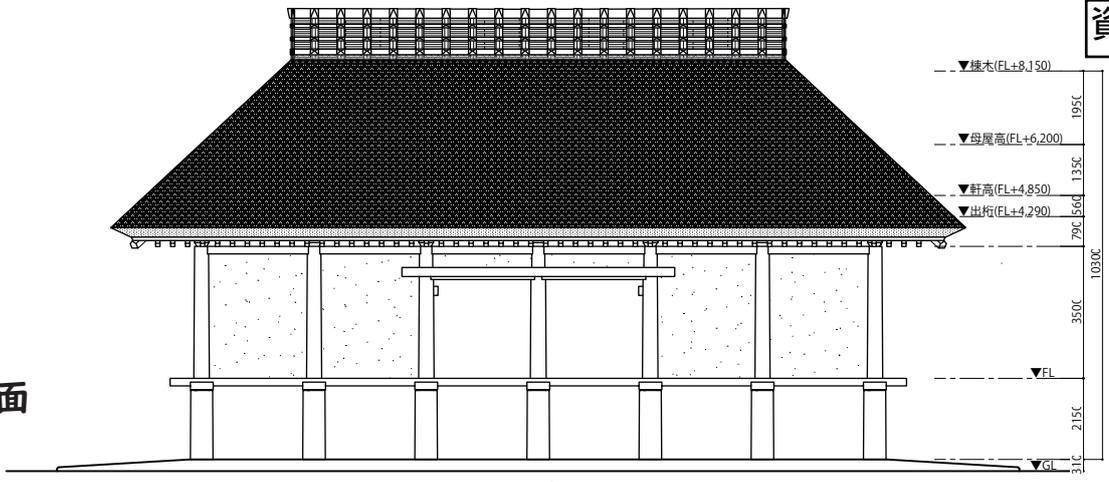
4 来年度の事業予定

令和6年(2024年)度は、土倉屋根北側と校倉屋根を中心とした再整備工事、令和7年(2025年)度予定の板倉再整備工事の大型木材の購入、令和7年(2025年)度以降に計画している、柱表示の再整備や看板、ホームページ等の整備などの実施設計の策定を行う。



2月4日に工事現場の一般公開・茅こしらえの体験イベントを実施。事前申込みとし、見学・体験 24人、見学のみ 22人が参加した。

土倉立面図南面
(1 : 200)



屋根葺替範囲図
(1 : 100)

